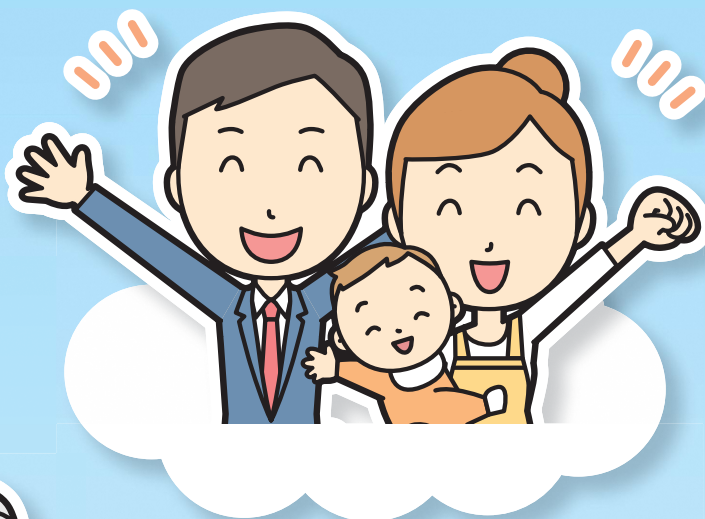


男女共同参画行動計画

第3次 富士宮市男女共同参画プラン 後期実施計画



令和3年(2021年)3月

富士宮市

はじめに

少子高齢化の進展や人口減少社会の到来、ライフスタイルや価値観の多様化など、日本社会全体が大きな転換期を迎えています。このような中、将来にわたって活力に富んだ持続可能な社会を構築していくためには、性別にかかわらず、一人一人の多様な生き方が尊重され、誰もが個性と能力を發揮できる「男女共同参画社会」の実現が不可欠であります。



富士宮市では、「富士宮市男女共同参画推進条例」に基づき、平成28年3月に「第3次富士宮市男女共同参画プラン」を策定し、男性にとっても女性にとっても暮らしやすい生き方を選択できる「男女共同参画社会」の実現に向けて、「男女ともに人権が尊重され個性と能力を發揮できるまち」を目指し、男女共同参画の施策に取り組んでまいりました。

この度、これまでの施策の成果と課題を踏まえつつ、社会の大きな変化として、特に企業活動における女性活躍推進法関連の施策や、性的マイノリティの方々の人権尊重などの多様性を認める社会づくりが求められておりますので、「第3次富士宮市男女共同参画プラン」を見直し、「第3次富士宮市男女共同参画プラン後期実施計画」を策定し、今後の男女共同参画の施策を進めてまいります。

プランの推進にあたっては、行政だけでなく、市民、地域、事業者及び関係団体等が連携を図り、一体となって取り組むことが重要になります。皆様の一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

終わりに、本プランの策定にあたり御尽力いただきました、富士宮市男女共同参画審議会委員の皆様をはじめ、御協力いただきました関係者の皆様に心より御礼申し上げます。

令和3年3月

富士宮市長 須藤 秀忠

目 次

第1章 プランの策定に当たって

1 プラン策定の目的	1
------------	---

第2章 プランの基本的な考え方

1 基本理念	1
2 目指す姿	2
3 プランの位置付け	2
4 プランの期間	2
5 プランの体系	3

第3章 プランの内容

基本的施策1 男女共同参画についての理解の促進	4
基本的施策2 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	9
基本的施策3 地域における男女共同参画の推進	13
基本的施策4 就労の場における男女平等とワーク・ライフ・バランスの推進	17
基本的施策5 男女がともに担う子育てと介護への支援	21
基本的施策6 性に関する理解促進と男女の健康支援	24
基本的施策7 女性に対する暴力の根絶	26

第4章 プランの推進

1 市民、地域、団体や事業者との協力・連携	28
2 男女共同参画センターの充実	28
3 プランを推進する体制の整備	28
4 プランの進捗状況の点検・評価及び公表	28
5 市民意識の反映	28

参考資料

○富士宮市男女共同参画審議会諮問書	29
○富士宮市男女共同参画審議会答申書	30
○第3次富士宮市男女共同参画プラン後期実施計画策定概要・スケジュール	32
○富士宮市男女共同参画審議会委員	33
○第3次富士宮市男女共同参画プラン策定アドバイザー	33
○富士宮市男女共同参画推進会議委員	34
○富士宮市男女共同参画推進条例	35
○静岡県男女共同参画推進条例	39
○男女共同参画基本法	42
○女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	47
○男女共同参画に関する年表	54
○用語解説	58

※担当課名については、令和2年度の課名で表記しています。

第1章 フランの策定に当たって

1 フラン策定の目的

平成28年3月に策定した第3次富士宮市男女共同参画プラン（以下「前期プラン」という。）は、平成28年度から令和7年度までの10か年を計画期間とし、「男女ともに人権が尊重され個性と能力を發揮できるまち」を目指し、男女共同参画社会を実現するための諸施策を図っています。

平成28年度から令和2年度までの前期5か年の間においては、国による働き方改革関連法の施行や女性活躍推進法の改正、男女雇用機会均等法の改正など、男女における働き方に影響を及ぼす法整備が進められています。

また、LGBTを始めとする性的マイノリティの方に対する社会的関心が高まっていることなど私たちを取り巻く社会環境の変化が見られます。

この度、計画期間の中間点を迎え、このような社会環境の変化に対応するため、前期プランを見直し、後期5か年を計画期間とする第3次富士宮市後期男女共同参画プラン後期実施計画（以下「本プラン」という。）を策定します。

第2章 フランの基本的な考え方

本プランは、富士宮市男女共同参画推進条例（以下「条例」という。）第3条に掲げる6つの基本理念にのっとり前期プランの考え方を基本とし、これまでの取組の中で明らかになった課題や意識調査の結果を踏まえ、かつ、最近の社会的課題へ対応するため、前期プランの修正、取組の追加などを行いました。

1 基本理念

(1) 男女の人権の尊重

男女が共に、人としての尊厳が重んぜられること、性別による差別的取扱いを受けないこと、個人として能力を發揮する機会が確保されること、人権侵害である身体的、精神的、性的暴力等あらゆる暴力が根絶されること、その他の男女の人権が尊重されること。

(2) 性別による固定的な役割分担意識にとらわれない自由な選択

性別による固定的な役割分担意識を反映した社会における制度又は慣行を見直し、男女が社会における活動において自由な選択ができること。

(3) 政策等の立案及び決定に参画する機会の確保

男女が、社会の対等な構成員として、市又は事業者における政策又は方針の立案及び決定に共に参画する機会が確保されること。

(4) 家庭生活における活動と職業生活その他の社会における活動との両立

男女が、家庭は全ての分野にかかわる重要かつ基本的な場であるとの認識に立ち、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について、家族の一員としての責任を持ち、その役割を円滑に果たすとともに、職業生活その他の社会における活動とが両立できるようにすること。

(5) 男女の互いの性の尊重と健康への配慮

男女が、互いの性について理解を深め、尊重し合うとともに生涯にわたる心身の健康に配慮されること。

(6) 国際社会の動向を踏まえた男女共同参画の推進

男女共同参画の推進が、国際的視野で取り組むべき課題でもあることを認識し、国際社会の動向を踏まえて行われること。

2 目指す姿 ～男女ともに人権が尊重され個性と能力を発揮できるまち～

本プランでは、男女共同参画社会の実現を目的として、基本理念に基づき男女共同参画に関する施策を実施することにより、「男女ともに人権が尊重され個性と能力を発揮できるまち」を目指します。

3 プランの位置付け

- (1) 本プランは、条例第11条第1項に規定に基づく、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に実施するため策定する男女共同参画の推進のための行動計画です。また、男女共同参画社会基本法第14条第3項に規定される市町村男女共同参画計画にあたります。
- (2) 本プランは、国の第4次男女共同参画基本計画及び第2次静岡県男女共同参画基本計画、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律を勘案するとともに、第5次富士宮市総合計画の下、他の関連計画との整合を図っています。
- (3) 本プランの基本的施策7女性に対する暴力の根絶は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項に規定される市町村基本計画である、富士宮市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画（以下「富士宮市DV対策基本計画」という。）を包含するものとします。

4 プランの期間

本プランの期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とし、社会情勢の変化など本プランを取り巻く状況が大幅に変化した際には必要に応じて見直しを行います。

5 フランの体系

目的	男女共同参画社会の実現
基本理念	(1)男女の人権の尊重 (2)性別による固定的な役割分担意識にとらわれない自由な選択 (3)政策等の立案及び決定に参画する機会の確保 (4)家庭生活における活動と職業生活その他の社会における活動との両立 (5)男女の互いの性の尊重と健康への配慮 (6)国際社会の動向を踏まえた男女共同参画の推進
目指す姿	男女ともに人権が尊重され個性と能力を発揮できるまち

新たな横断的視点	男性中心型の働き方の変革によるワーク・ライフ・バランスの推進
----------	--------------------------------



基本的施策

施策の方向

1	男女共同参画についての理解の促進	(1)男女共同参画推進のための広報・啓発 (2)男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進 (3)男性にとっての男女共同参画の理解の促進 (4)国際的視野に立った男女共同参画の推進
2	政策・方針決定過程への女性の参画拡大	(1)審議会等への女性の参画拡大 (2)市役所・教育の場における女性の積極的登用 (3)事業所等における女性の登用促進 (4)女性の人材育成の推進
3	地域における男女共同参画の推進	(1)地域活動における男女共同参画の推進 (2)男女共同参画の視点に立った防災活動の推進 (3)地域活動団体との連携等による男女共同参画の推進
4	就労の場における男女平等とワーク・ライフ・バランスの推進	(1)男性中心型の働き方の変革によるワーク・ライフ・バランスの推進 (2)男女の平等な雇用・労働条件の確保 (3)仕事と育児・介護との両立への支援 (4)女性の再就職や起業への支援
5	男女がともに担う子育てと介護への支援	(1)子育てへの支援 (2)介護への支援 (3)男性の子育て・介護への参画促進
6	性に関する理解促進と男女の健康支援	(1)性に関する理解の促進 (2)性差やライフステージに応じた健康支援
7	女性に対する暴力の根絶	(1)DV（配偶者等からの暴力）のない地域づくりの推進 (2)ハラスメント防止対策の推進

第3章 フランの内容

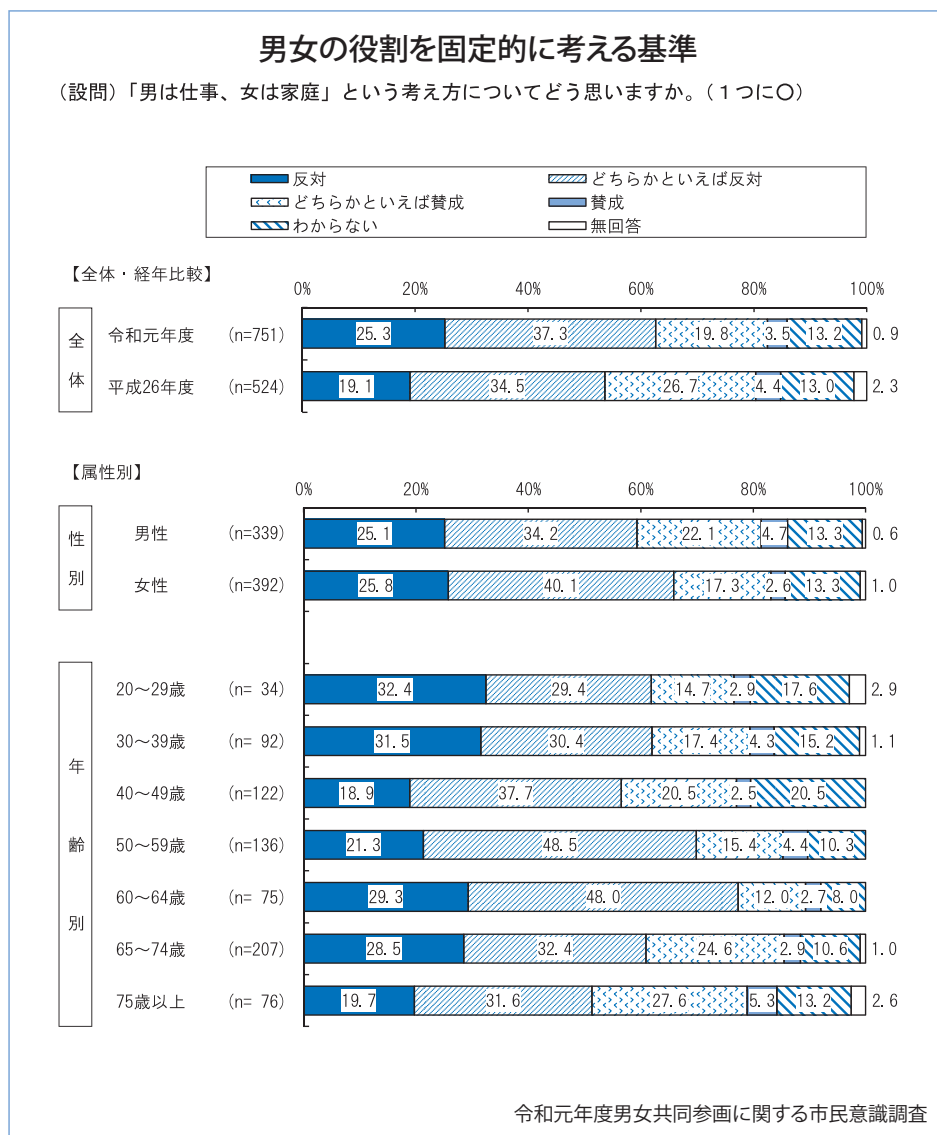
基本的施策1 男女共同参画についての理解の促進

《現状と課題》

「男は仕事、女は家庭」に代表される男女の役割を固定的に分ける性別役割分担意識は、今なお、様々な分野に残っています。固定的性別役割分担意識を背景とした社会における制度や慣行などは、個人の生き方を制約し、個性や能力の発揮を妨げるなど、男女共同参画の推進を阻害する要因となっています。

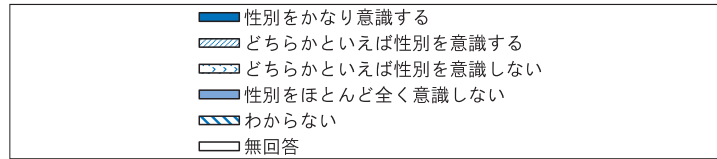
一人一人が個人として尊重され、性別にかかわらず個性と能力を発揮できるライフスタイルを主体的に選択できるよう、社会を構成するあらゆる人々が、性別にとらわれない生き方、社会への参画の必要性について国際的視野に立って理解し認識を深めるため、情報発信や啓発活動に取り組む必要があります。

また、一人一人が生涯にわたり、性別による差別的扱いが個人の尊厳を侵す人権問題であると認識し、固定的性別役割分担意識にとらわれない意識を持つことが、男女共同参画社会を実現する上で不可欠な基盤であることから、子供の頃から、あらゆる場面で男女平等に関する教育や学習を進め、男女共同参画について理解の促進と意識の醸成に取り組む必要があります。



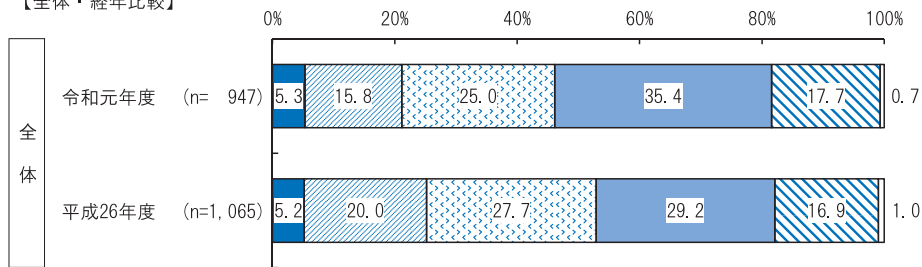
進路・職業の選択において性別を意識するか

(設問) あなたは、進路や職業の選択に性別を意識しますか。(1つに○)

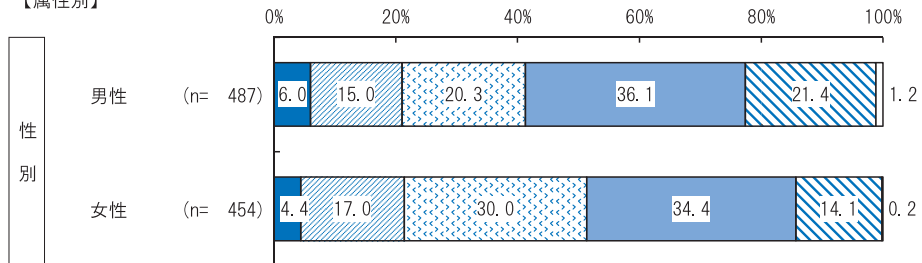


*選択肢「性別をほとんど全く意識しない」は平成26年度では「性別を全く意識しない」

【全体・経年比較】



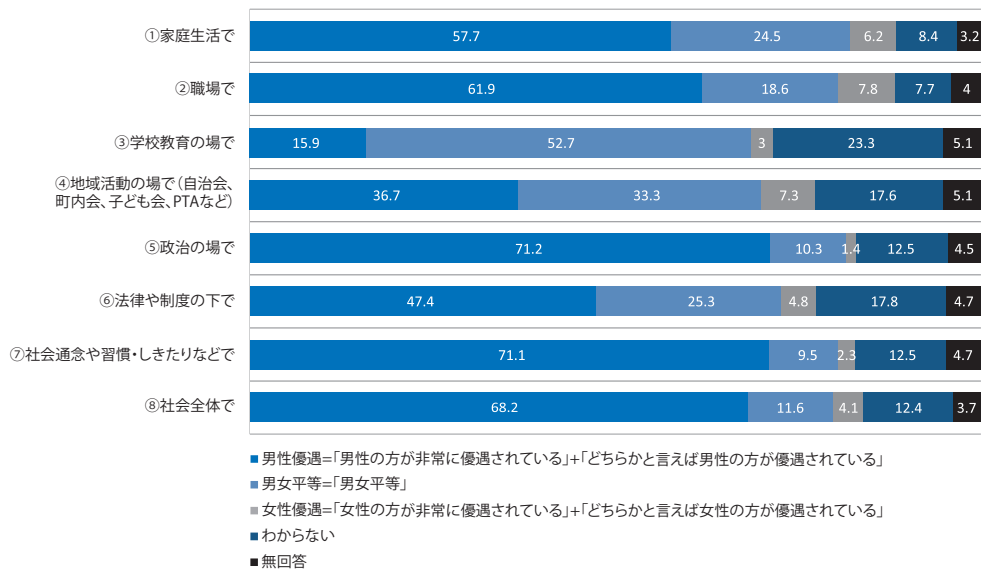
【属性別】



令和元年度男女共同参画に関する中学生意識調査

分野別の男女平等感

(設問) 次の分野で男女が平等になっていると思いますか。



令和元年度男女共同参画に関する市民意識調査

ジェンダーギャップ指数における日本の順位

GGI2019(令和元)年(ジェンダーギャップ指数)

順位	国名	GGI値	順位	国名	GGI値
1	アイスランド	0.877	21	英国	0.767
2	ノルウェー	0.842	27	ベルギー	0.750
3	フィンランド	0.832	34	オーストリア	0.744
4	スウェーデン	0.820	35	ポルトガル	0.744
5	ニカラグア	0.804	36	スロベニア	0.743
6	ニュージーランド	0.799	38	オランダ	0.736
7	アイルランド	0.798	40	ポーランド	0.736
8	スペイン	0.795	44	オーストラリア	0.731
9	ルワンダ	0.791	51	ルクセンブルク	0.725
10	ドイツ	0.787	53	米国	0.724
11	ラトビア	0.785	57	チリ	0.723
12	ナミビア	0.784	63	スロバキア	0.718
13	コスタリカ	0.782	64	イスラエル	0.718
14	デンマーク	0.782	76	イタリア	0.707
15	フランス	0.781	78	チェコ	0.706
16	フィリピン	0.781	84	ギリシャ	0.701
17	南アフリカ	0.780	105	ハンガリー	0.677
18	スイス	0.779	108	韓国	0.672
19	カナダ	0.772	121	日本	0.652
20	アルバニア	0.769	130	トルコ	0.635

◆ジェンダーギャップ指数 (GGI : Gender Gap Index)

世界経済フォーラムが、各国内の男女間の格差を数値化しランク付けしたもので、経済分野、教育分野、政治分野及び健康分野のデータから算出され、0が完全不平等、1が完全平等を意味しており、性別による格差を明らかにできる。具体的には、次のデータから算出される。

【経済分野】・労働力率・同じ仕事の賃金の同等性・所得の推計値

・管理職に占める比率・専門職に占める比率

【教育分野】・識字率・初等、中等、高等教育の各在学率

【健康分野】・新生児の男女比率・健康寿命

【政治分野】・国会議員に占める比率・閣僚の比率

・最近50年の国家元首の在任年数

令和2年版 男女共同参画白書から作成

《施策の方向》

(1) 男女共同参画推進のための広報・啓発 (女性活躍推進法関連施策)

番号	施策	内容	担当課
1	男女共同参画に関する講演会等の実施	男女共同参画についての市民の理解を深め、意識の醸成を図るため講演会等を実施します。	市民交流課
2	男女共同参画に関する情報の収集・発信	男女共同参画についての理解を深め、意識の醸成を図るため情報を収集・発信します。	市民交流課 中央図書館
3	市の刊行物やホームページ等における男女共同参画の視点に留意した情報発信	広報紙等の市刊行物やホームページ等において、男女共同参画の視点に留意した情報発信を行います。	情報発信課

(2) 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

番号	施策	内容	担当課
1	男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進	家庭教育学級において、男女共同参画の視点で、性別にとらわれることなく個性と能力を尊重した教育について考える機会を提供します。	社会教育課
2	教職員等の意識の向上	男女共同参画の視点に立った児童・生徒への指導、園児への保育を行うため、教職員・保育士等の意識の向上を図ります。	学校教育課 子ども未来課
3	男女共同参画の視点に立った進路指導、キャリア教育の実施	男女共同参画の視点に立ち、性別にとらわれることなく、個性と能力を尊重した進路指導やキャリア教育を実施します。	学校教育課 市民交流課
4	人権尊重、男女共同参画に関する学習の実施	道徳の授業を核とし、学校の教育活動全体において、人権尊重、男女共同参画などに関する学習を実施します。	学校教育課
5	学校行事における男女共同参画の推進	男性が参加しやすい学校行事を開催します。	学校教育課
6	男女共同参画の視点に立った生涯学習等の推進	男女共同参画について考える機会となる講座等を開催します。	社会教育課
7	男女共同参画の視点に立った学習機会の拡充	託児付きの講座、教室等を実施し、子育て中の男女の学習活動への参加促進を図ります。	スポーツ振興課 中央図書館 市民生活課 社会教育課 市民交流課

(3) 男性にとっての男女共同参画の理解の促進

番号	施策	内容	担当課
1	男性が取り組む男女共同参画に関する情報の収集・発信	男性が男女共同参画について考える機会となる情報を収集・発信します。	社会教育課 市民交流課
2	男性を対象とする男女共同参画の視点に立った講座等の実施	男性を対象とする男女共同参画の視点に立った講座等を実施し、男性における男女共同参画に関する理解を促進します。	市民交流課 社会教育課 健康増進課

(4) 国際的視野に立った男女共同参画の推進

番号	施策	内容	担当課
1	諸外国における男女共同参画の状況に関する情報の収集・発信	男女共同参画に関する国際的動向や諸外国における取組等の情報を収集・発信することにより、市民の国際的視野に立った男女共同参画への理解を促進します。	市民交流課
2	男女共同参画の視点に立った国際理解・異文化理解を深める講座等の開催	国際理解・異文化理解を深め、諸外国と日本の男女共同参画の現状について考える機会を提供する講座等を開催します。	市民交流課
3	外国人市民への男女共同参画に関する働きかけ	外国語で表記した男女共同参画に関する情報を発信し、外国人市民の男女共同参画に関する講座などへの参加を促します。	市民交流課

《指標》 (女性活躍推進法関連施策)

番号	内容	参考値 (H26)	現状値 (R1)	目標値 (R7)
1	男女共同参画に関する講演会等への参加人数	462人	390人	500人
2	男女共同参画の視点に立った職業講話を実施する学校数	—	2校	年3校

基本的施策2 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

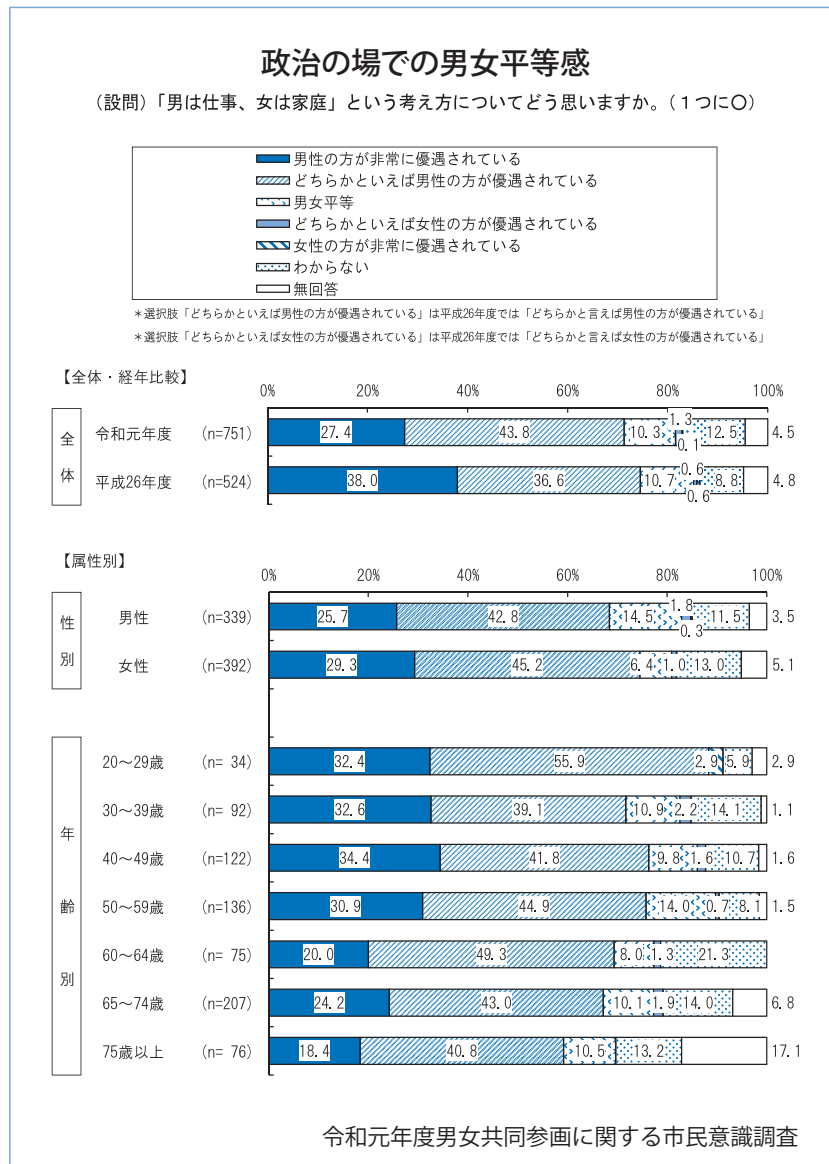
《現状と課題》

男女共同参画社会を実現するためには、市の政策・方針決定の場、事業所や民間の団体等のあらゆる分野における政策・方針決定の場に男女が対等に参画することが必要です。しかしながら、様々な社会的要因によって、政治、行政、経済などをはじめとする多くの分野において、政策・方針決定の場は男性によって占められる傾向が今なお残っており、意思決定の場への女性の参画は十分ではない状況です。

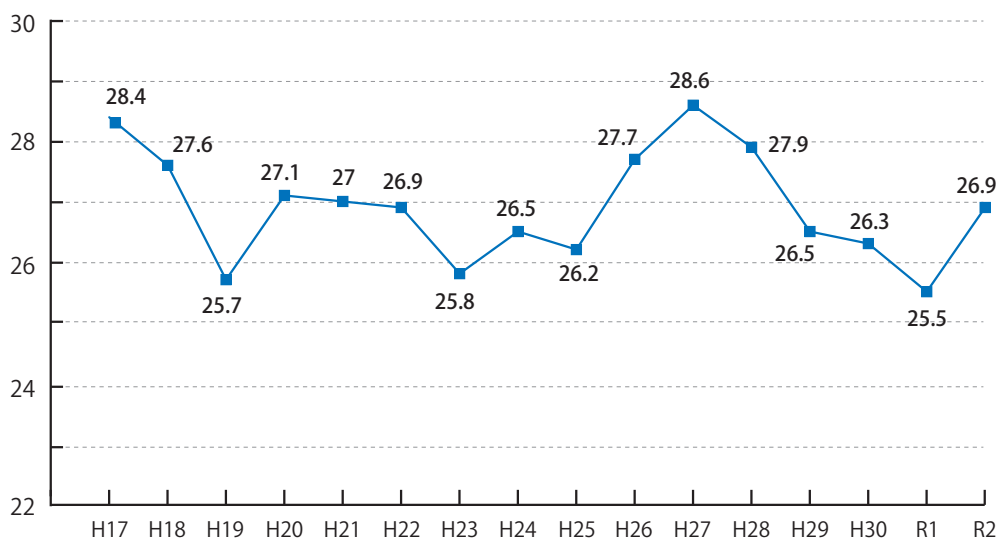
一方、平成28年3月に男女雇用機会均等法を改正する法律が公布され、また、平成28年4月には女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（通称：女性活躍推進法）が施行され、さらに令和元年6月に女性活躍推進法を改正する法律が公布されるなど、国による女性の活躍を後押しする政策が進められております。

このような中、市における審議会等の委員に占める女性の割合は、依然として低い状況にあります。また、多くの事業所においても、女性の管理職への登用が積極的になされているとは言いがたい状況です。

このようなことから、市が率先して、審議会等への女性の参画拡大、市の女性職員の育成や職域拡大、管理職への登用などを積極的に進めるとともに、事業所等においても、女性の管理職への登用拡大を進める必要があります。



審議会等の委員に占める女性の割合(%)



各年度の4月1日時点

市民交流課資料

富士宮市職員の管理職等に占める女性の割合

【管理職の女性職員比率】

年度	総数(人)	女性職員数(人)	女性職員比率(%)
平成29年度	110	20	18.2
平成30年度	110	23	20.9
令和元年度	110	22	20.0

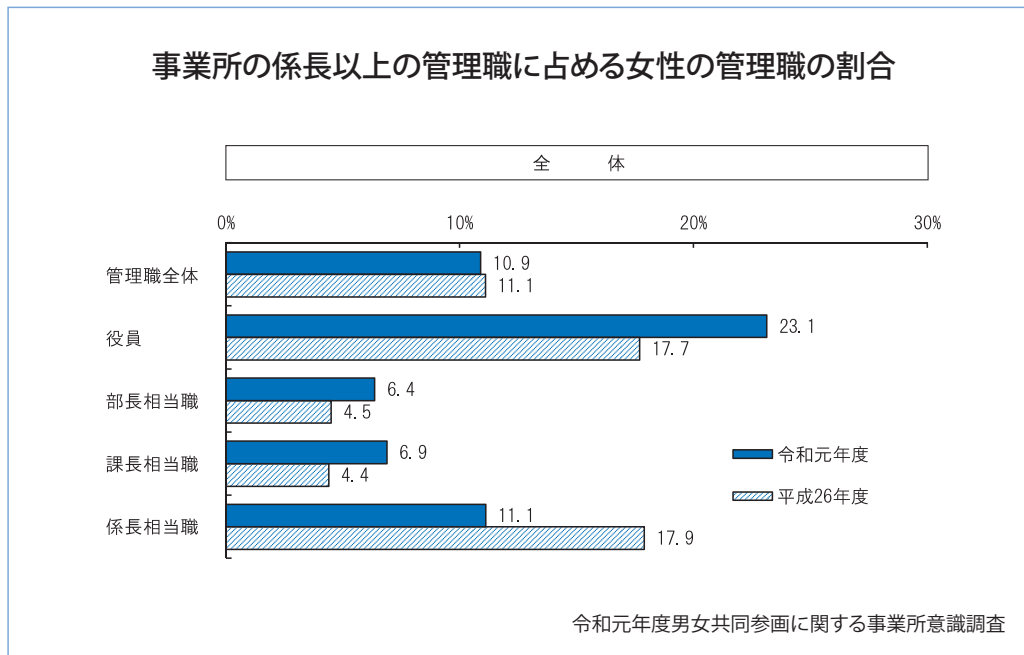
(医療職員を除く)

【係長職の女性職員比率】

年度	総数(人)	女性職員数(人)	女性職員比率(%)
平成29年度	140	28	20.0
平成30年度	140	35	25.0
令和元年度	141	37	26.2

(医療職員を除く)

第1次富士宮市行政経営プラン令和元年度実施報告書



《施策の方向》

(1) 審議会等への女性の参画拡大 (女性活躍推進法関連施策)

番号	施策	内容	担当課
1	市の審議会等への女性の参画拡大	団体等からの推薦により審議会等の委員を選出する場合に、団体等に対し、団体の長に限らず女性を含む適任者の選任を働きかけるなど、審議会等への女性の参画を積極的に進めます。	関係各課

(2) 市役所・教育の場における女性の積極的登用 (女性活躍推進法関連施策)

番号	施策	内容	担当課
1	市役所における管理職等への女性の登用	女性職員の管理職及び監督職への積極的登用を行います。	人事課
2	市役所における女性職員の職域拡大	性別にとらわれず、個人の適性と能力に応じた職員配置や各課内の事務分担を行うことにより、女性職員の職域拡大を図り、女性が特定の分野に偏ることのないよう、男女の均衡のとれた職員配置を行います。	人事課
3	市役所における女性職員の育成	女性職員の意識改革や能力開発、職域拡大などを図るため、研修会の実施、他機関が開催する研修会等への派遣、自主研修への支援などを積極的に進めます。	人事課
4	教育の場における管理職等への女性の登用	女性教職員の校長及び教頭、各主任等への積極的登用に向けた人材の育成を進めます。	学校教育課

(3) 事業所等における女性の登用促進 (女性活躍推進法関連施策)

番号	施策	内容	担当課
1	事業所や民間の団体における主要な役職への女性の登用の促進	事業所や民間の団体における管理職や役員など、方針を決定する主要な役職への女性の登用について、ポジティブ・アクションに取り組んでいる事業所など、参考となる事例について情報を発信し、女性の登用について啓発を行います。	商工振興課

(4) 女性の人材育成の推進 (女性活躍推進法関連施策)

番号	施策	内容	担当課
1	政策や方針の決定過程に参画する女性の育成	政策や方針の決定過程に参画する女性を育成するために、国や県などが主催する研修について情報を提供し、積極的な参加を促します。	市民交流課

《指標》 (女性活躍推進法関連施策)

番号	内容	参考値 (H26)	現状値 (R1)	目標値 (R7)
1	審議会等の委員に占める女性の割合	27.7%	26.9%	30.0%

基本的施策3 地域における男女共同参画の推進

《現状と課題》

自治会やPTAをはじめとする地域活動の場では、女性の参加が多くみられるものの、組織の役員など意思決定を行う立場には女性の参画が少なく、また、女性が意思決定を行う立場の役職に就くことを女性自身が敬遠する傾向があり、性別による固定的な役割分担意識に基づく慣習・しきたりなどが今なお強く残っています。

男女共同参画を市民生活の身近な場から実現していくために、居住区域を基盤とする自治会やPTAなどの地域活動はもとより、居住区域を越えて活動するNPOやボランティアなどの市民活動においても、男女が対等な立場で活動に参加・参画できるような環境の整備や情報の発信が必要です。

また、地域の防災活動においては、東日本大震災で再確認された避難所生活や被災者支援における女性の視点の重要性を踏まえ、男女共同参画の視点に立った防災活動の推進を図る必要があります。

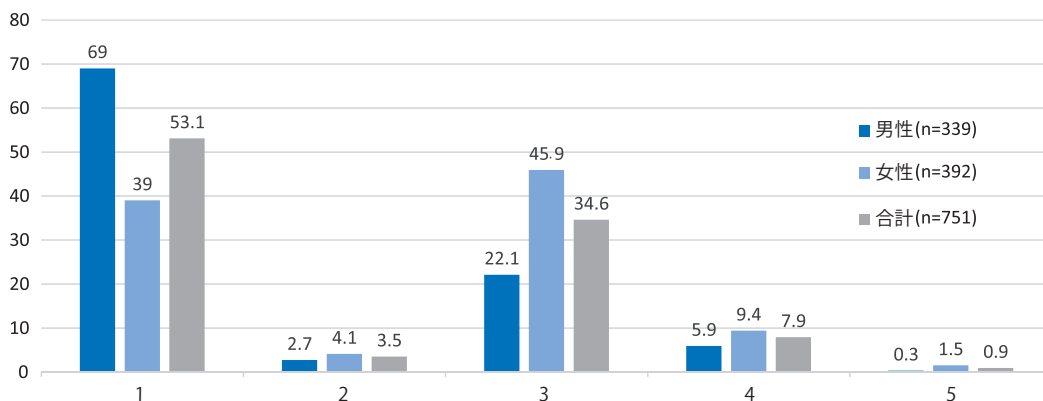
議会、自治会長等に占める女性の割合 (R2.4.1時点)

	総数	うち女性	
		人数(人)	割合(%)
議会	21	2	9.5
区長	126	3	2.4
小・中学校 PTA会長	33	6	18.2

市議会事務局、市民生活課及び社会教育課資料

地域活動の意思決定の場への女性参画について

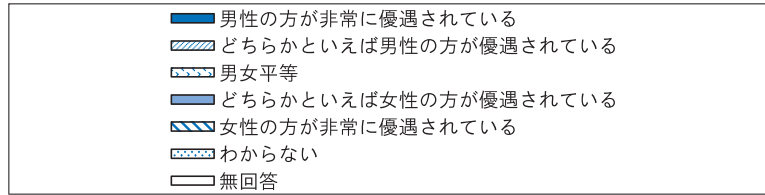
あなたは、地域活動において女性が代表や運営に携わる立場になることについてどのように考えますか。(1つに○)



- 1 女性も会長になるなど、意思決定の場に積極的に参画する方がよい。
- 2 男性にまかせた方がよい。
- 3 女性が会長になるなど、意思決定の場に積極的に参画することは賛成だが、現実には難しい。
- 4 わからない
- 5 無回答

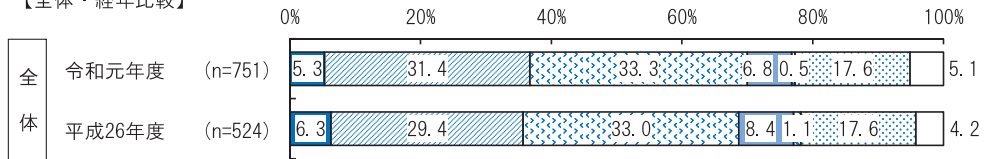
令和元年度男女共同参画に関する市民意識調査

地域活動の場での男女平等感

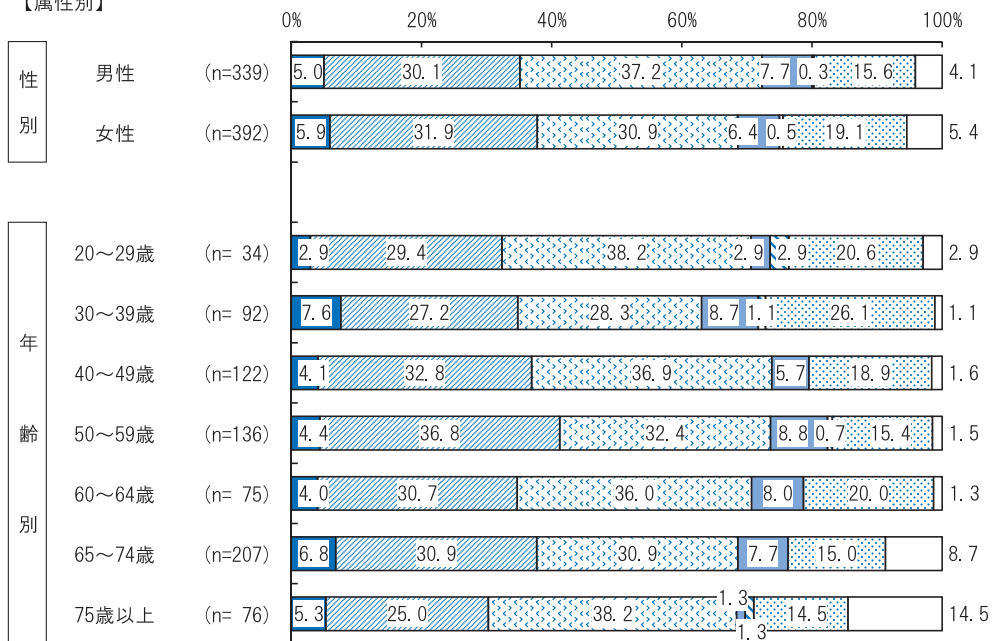


* 選択肢「どちらかといえば男性の方が優遇されている」は平成26年度では「どちらかと言えば男性の方が優遇されている」
 * 選択肢「どちらかといえば女性の方が優遇されている」は平成26年度では「どちらかと言えば女性の方が優遇されている」

【全体・経年比較】



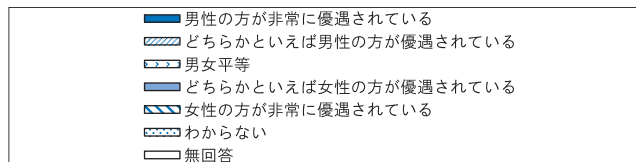
【属性別】



令和元年度男女共同参画に関する市民意識調査

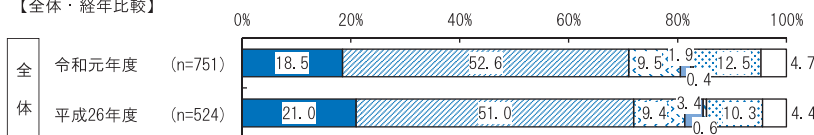


社会通念やしきたりなどでの男女平等感

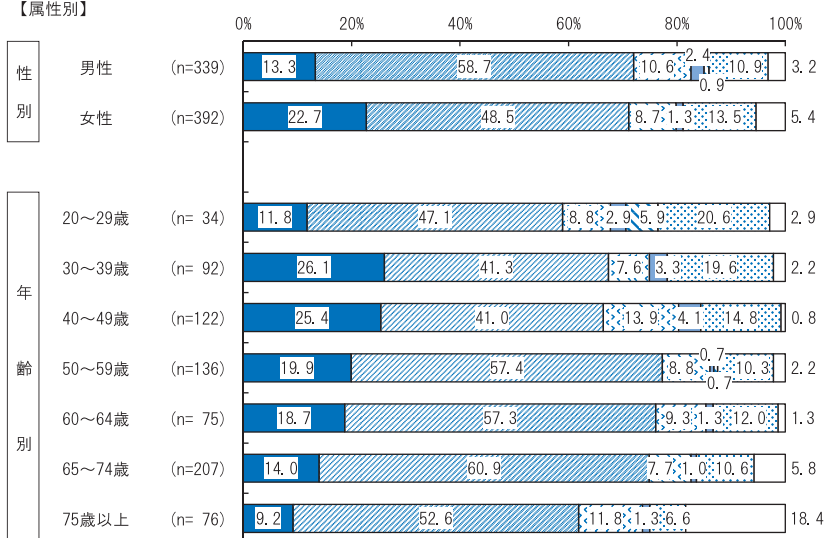


*選択肢「どちらかといえば男性の方が優遇されている」は平成26年度では「どちらかといえば男性の方が優遇されている」
 *選択肢「どちらかといえば女性の方が優遇されている」は平成26年度では「どちらかといえば女性の方が優遇されている」

【全体・経年比較】



【属性別】



令和元年度男女共同参画に関する市民意識調査

《施策の方向》

(1) 地域活動における男女共同参画の推進

番号	施策	内容	担当課
1	男女が対等に参加・参画する地域活動や市民活動の推進	自治会、PTA、NPO等の活動において、性別にとらわれない役割分担、男女の均衡がとれ男女双方の意見が反映される運営体制などを推進するため、規約等を改正し女性役員の登用を積極的に進めている先進事例などの情報を発信し、男女共同参画の視点に立った活動を促す働きかけを行います。	市民生活課 市民交流課 社会教育課

(2) 男女共同参画の視点に立った防災活動の推進

番号	施策	内容	担当課
1	誰もが参加しやすい防災訓練の実施	男女双方の視点に立ち、男女ともに参加しやすい防災訓練の実施に努めます。	危機管理局
2	男女共同参画の視点を取り入れた避難所の運営・管理体制等の推進	男女双方の視点を取り入れ、多様なニーズを持つ人々に配慮した避難所運営ができるよう、男女の均衡がとれた運営体制や管理体制を推進します。	危機管理局
3	地域の防災組織における女性の視点を取り入れた備蓄品等の配備の促進	地域の自主防災会等に対し、女性の視点を取り入れた備蓄品等の配備を促す働きかけを行います。	危機管理局

(3) 地域活動団体との連携等による男女共同参画の推進 (女性活躍推進去関連施策)

番号	施策	内容	担当課
1	地域活動団体との連携	男女共同参画を推進する地域活動団体との連携により、男女共同参画に関する啓発活動を実施し、市民の男女共同参画についての理解の促進を図ります。	市民交流課
2	地域活動団体の支援	男女共同参画を推進する地域活動団体の活動情報の発信、団体間の情報交換や交流の機会を提供することなどより地域活動団体の活動を支援します。	市民交流課

《指標》

番号	内容	参考値 (H26)	現状値 (R1)	目標値 (R7)
1	防災訓練参加者に占める女性の割合	34.8%	42.8%	45.0%

基本的施策4 就労の場における男女平等とワーク・ライフ・バランスの推進

《現状と課題》

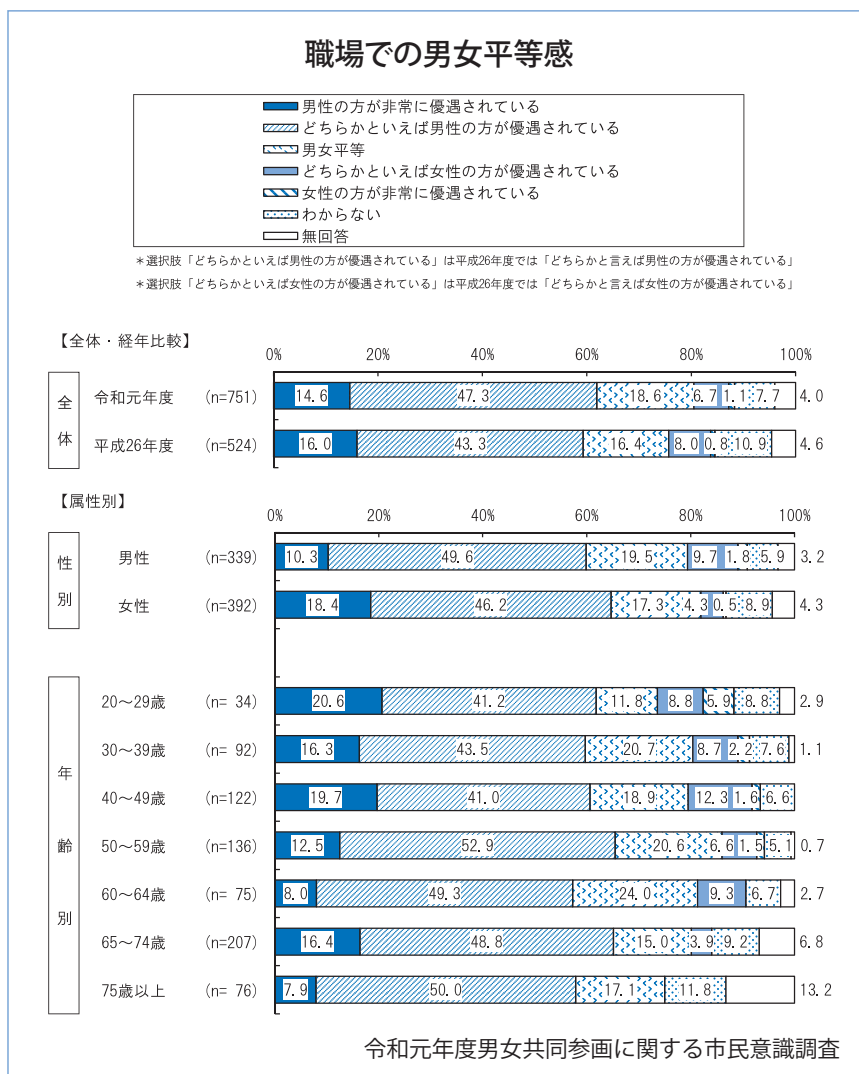
ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）とは、働くことを希望する人が、年齢や性別にかかわらず一人一人が充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の様々な段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることです。

就労の場において、性別により差別されることなく個人の意欲と能力に応じた公平な待遇が確保されるとともに、男女共に多様な生き方が尊重され、その個性と能力を発揮して社会のあらゆる分野に対等に参画し充実した生活を送るためのワーク・ライフ・バランスを実現することは、男女共同参画社会を目指す取組として不可欠です。そしてこのことは、少子高齢と人口減少社会の到来、労働人口減少への対応としても重要な意義を持ちます。

現状では、男女雇用機会均等法や女性活躍推進法の改正など雇用面における法整備は進みつつありますが、実質的な男女平等が確保されているとは言い難い状況です。そして、男性は仕事優先、女性は家庭生活優先という、仕事か家庭生活かのいずれかという単一の活動のみを優先している人の割合が高い傾向にあります。

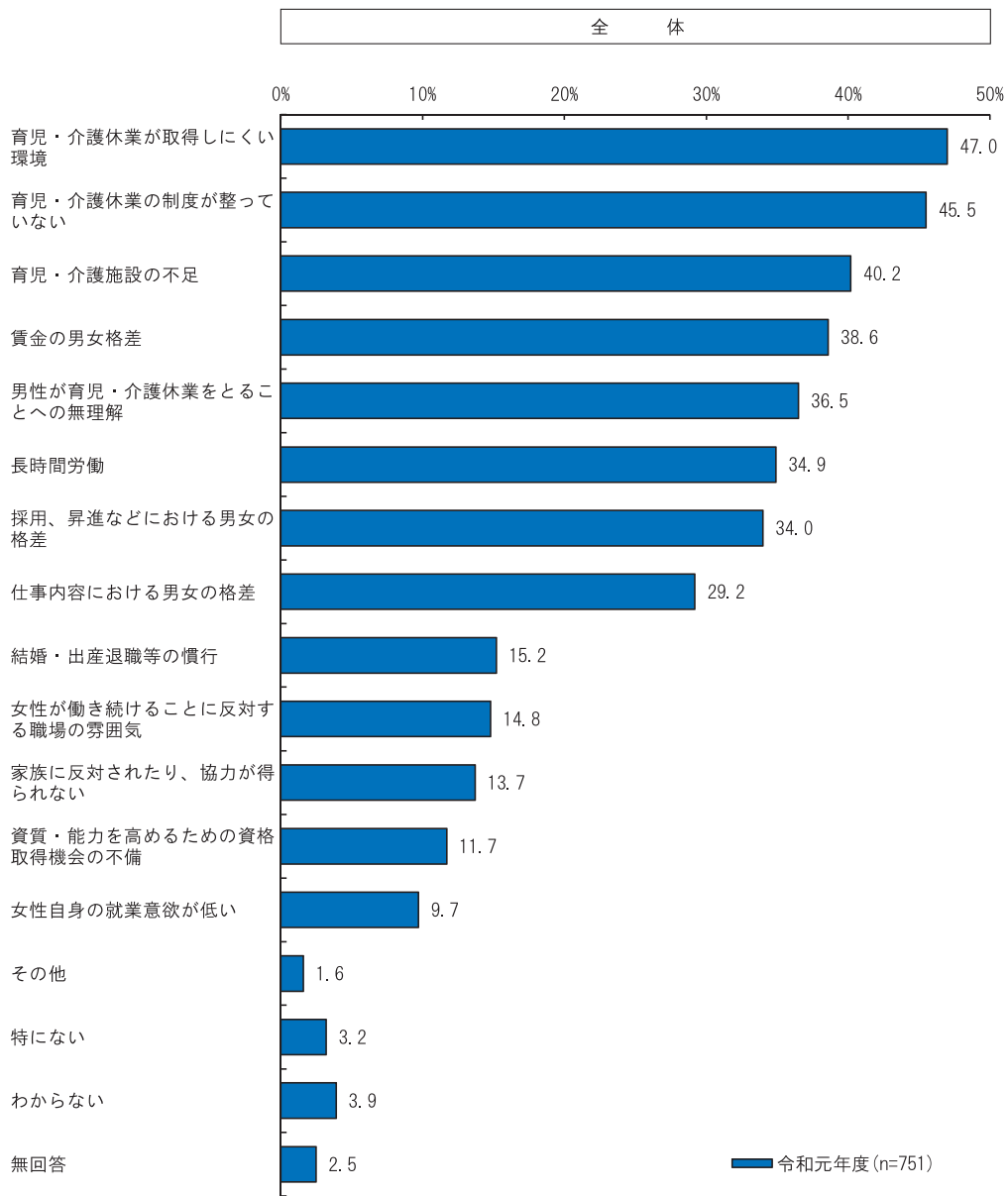
働く側、雇用する側の双方に対し、労働関連の各法制度などにかかる情報提供と啓発を行うとともに、長時間労働を前提とした働き方を見直すことの必要性や効果などについて、情報提供と啓発を行い、就労の場における男女平等とワーク・ライフ・バランスの実現を推進していきます。

また、企業や住民と協働で今ある男女共同参画、女性活躍、ワーク・ライフ・バランスなどの諸制度を見直し、有効活用案を検討し、普及していくことで人材の確保につなげます。



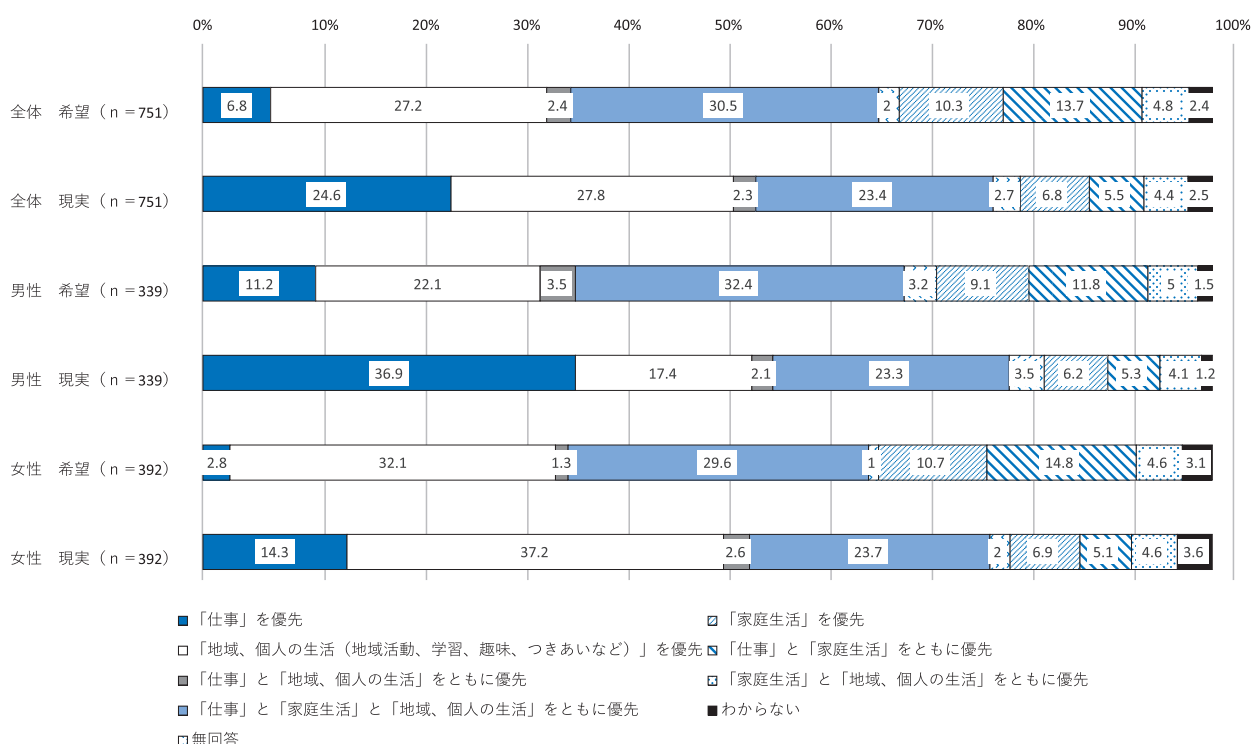
女性が継続して働く上での課題

(設問) あなたは、女性が継続して働く上での課題は何だと思いますか。(〇はいくつでも)



令和元年度男女共同参画に関する市民意識調査

生活の中での優先度(希望と現実)



令和元年度男女共同参画に関する市民意識調査

《施策の方向》

(1) 男性中心型の働き方の変革によるワーク・ライフ・バランスの推進 (女性活躍推進法

関連施策)

番号	施策	内容	担当課
1	長時間労働の抑制などの働き方変革の推進	長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得向上などの必要性和効果、取組方法や取組事例等の情報を提供し、ワーク・ライフ・バランスの実現を推進します。	市民交流課 商工振興課

(2) 男女の平等な雇用・労働条件の確保 (女性活躍推進法関連施策)

番号	施策	内容	担当課
1	雇用における男女の均等な機会・待遇の確保	男女雇用機会均等法や育児・介護休業法など関連する法制度について理解を深め、女性が性別を理由とする採用や昇進等における差別、婚姻や妊娠・出産等を理由とする不利益扱いを受けないよう、法の周知、労働環境の整備について啓発を図ります。	商工振興課
2	自営業等における女性の労働条件向上と経営参画の推進	家族経営協定の締結促進により、農業における女性の就業条件の明確化、経営への参画を進めます。	農業委員会 事務局 農業政策課

3	【新設】働き方の見直しによる人材の確保	男女共同参画、ワーク・ライフ・バランス、女性活躍などの視点をいかした新たな取組を企業と協働で検討し、普及していくことで人材の確保につなげます。	市民交流課 商工振興課
4	【新設】働き方の見直しによる人材の確保の取組の周知	男女共同参画、ワークライフバランス、女性活躍などの視点をいかした新たな取組の登録制度を作り、協力している企業をPRします。	市民交流課 商工振興課

（3）仕事と育児・介護との両立への支援（女性活躍推進法関連施策）

番号	施策	内容	担当課
1	男女双方において、仕事と育児・介護との両立を実現しやすい環境整備の促進	男性の育児・介護休業の取得など参考事例の情報を提供し、男女を問わない育児・介護休業の取得、労働時間の短縮など、男女双方において仕事と育児・介護との両立を実現しやすい環境整備への取組を促します。	市民交流課 商工振興課
2	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の推進	市内事業所の模範となるよう、市が率先して仕事と子育てとの両立支援、職場の意識・風土や働き方の改革などに取り組みます。	人事課

（4）女性の再就職や起業への支援（女性活躍推進法関連施策）

番号	施策	内容	担当課
1	女性の再就職や起業に向けた学習への支援	再就職や起業に必要な技術や知識などの習得にかかる情報や学習機会を提供し、女性の再就職や起業に向けた学習を支援します。	農業政策課 市民交流課 商工振興課
2	女性の再就職の支援	再就職を希望する女性を対象とするセミナーや就職相談などの情報を提供し、女性の再就職に向けた取組を支援します。	商工振興課
3	【新設】働き方の見直しによる人材の確保	男女共同参画、ワーク・ライフ・バランス、女性活躍などの視点を活かした新たな取組を企業と協働で検討し、普及していくことで人材の確保につなげます。	市民交流課 商工振興課
4	【新設】働き方の見直しによる人材の確保の取組の周知	男女共同参画、ワークライフバランス、女性活躍などの視点をいかした新たな取組の登録制度を作り、協力している企業をPRします。	市民交流課 商工振興課

《指標》（女性活躍推進法関連施策）

番号	内容	参考値 (H26)	現状値 (R1)	目標値 (R7)
1	「男女共同参画社会づくり宣言」（県事業）の宣言事業所・団体数	14件	22件	27件

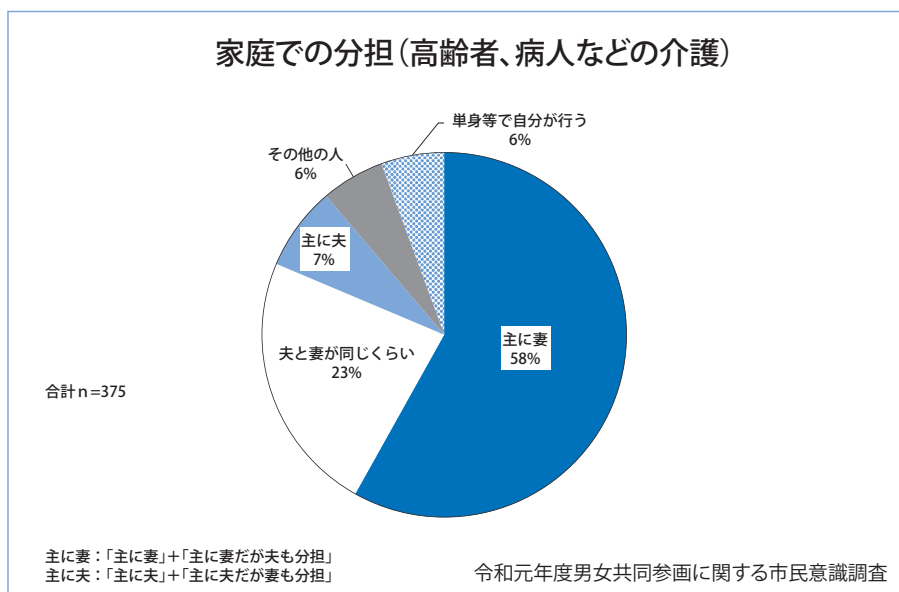
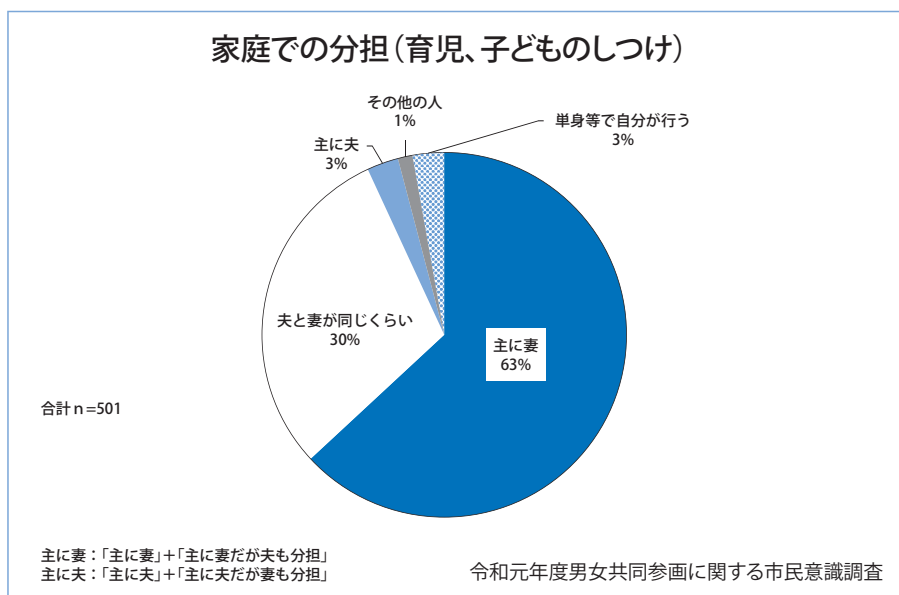
基本的施策5 男女がともに担う子育てと介護への支援

《現状と課題》

少子高齢化、核家族化が進む中、男女が共に社会のあらゆる分野の活動に参画していくためには、子育てや介護など家庭生活における活動について、男女が家族の一員として、性別にとらわれることなく互いに協力し、役割と責任をともに担い、男女双方において仕事との両立が図られる必要があります。

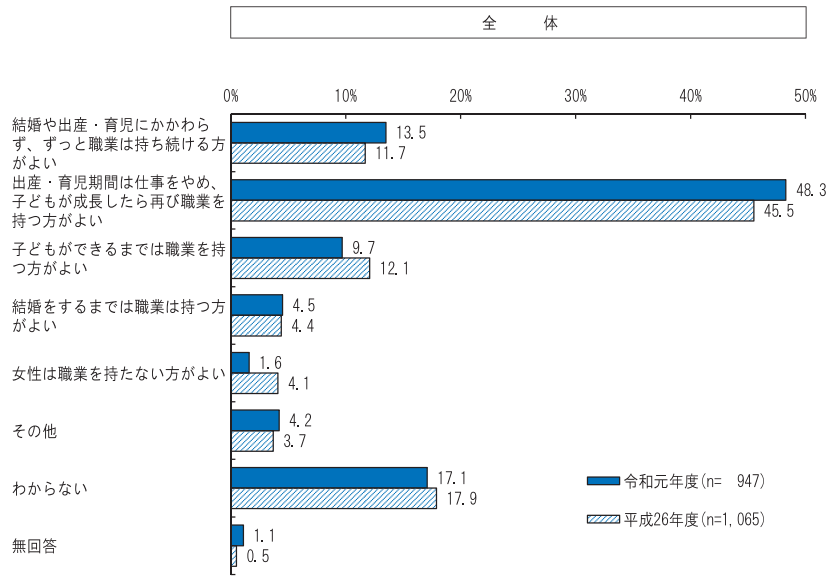
しかし、子育てや介護など家庭生活での活動は、その多くが女性により担われているのが現状です。また、「女性は、子育ての期間は仕事をやめ、子供が成長したら再び仕事に就く方がよい」と考える市民の割合は高く、働く女性の割合は30歳代前半に大きく低下しています。

男女双方が家庭生活での役割と責任を果たすとともに、社会の対等な構成員として、性別にとらわれず個人として能力を発揮できる機会が確保され、仕事上の責任を果たすためには、仕事か家庭かの二者択一を迫られるのではなく、子育てをしながら働く男女を支える環境の整備、高齢化が進む中で更に大きな課題となってくるであろう介護と仕事との両立を支える環境の充実を図るとともに、男性の子育てや介護への理解と参画を促進していく必要があります。



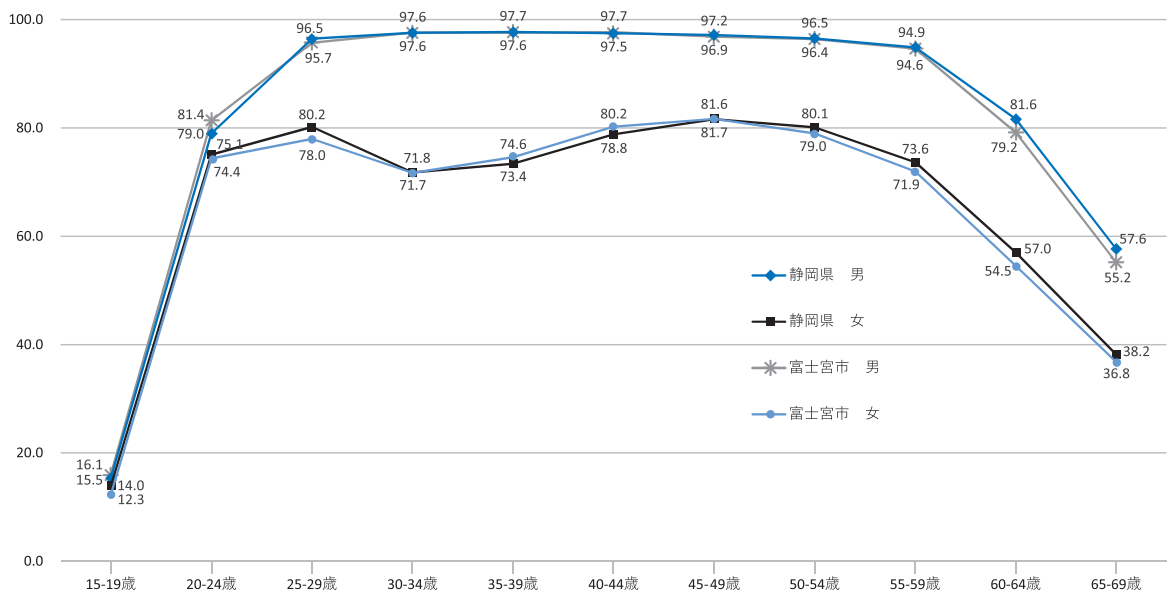
女性が働くことに対する考え方

(設問)女性が働くことについて、次の中からあなたの考えに近いものを選んでください。
(1つに○)



令和元年度男女共同参画に関する市民意識調査

男女の年齢階級別労働率



平成27年国勢調査から作成

《施策の方向》

(1) 子育てへの支援 (女性活躍推進法関連施策)

番号	施策	内容	担当課
1	保育事業を提供する体制の確保	富士宮市子ども・子育て支援事業計画に基づき、保育所、認定こども園、小規模保育事業における保育の提供、保護者のニーズに応じた多様な保育サービスの提供により、男女が就労しながら子育てすることを支援します。	子ども未来課
2	地域における子育て支援の充実	地域との協力・連携の下、ファミリー・サポート・センター事業、放課後児童クラブ事業などを実施し、男女が就労しながら子育てすることを支援します。	市民交流課 子ども未来課
3	配慮が必要な子供の保護者への支援	配慮が必要な子供への療育や支援の場を提供することにより、男女が就労しながら子育てすることを支援します。	障がい療育支援課
4	【新設】ひとり親家庭の自立の支援	ひとり親家庭の生活の安定と自立に向けた支援を行います。	子ども未来課

(2) 介護への支援

番号	施策	内容	担当課
1	介護や高齢者福祉サービスの利用促進	介護保険制度や高齢者福祉サービスについての情報を広く周知し、サービスの利用を促進することにより、家庭における介護の軽減を図ります。	高齢介護支援課 福祉企画課

(3) 男性の子育て・介護への参画促進 (女性活躍推進法関連施策)

番号	施策	内容	担当課
1	男性の子育てへの参画促進	男性の子育てについて、交流や情報交換できる場や相談できる場をつくり、子育ての参考となる情報を発信することなどにより、男性の子育てへの参画を促進します。	子ども未来課 健康増進課 社会教育課 市民交流課
2	男性の介護への参画促進	男性が、介護の知識や技術を学び、参加者同士の交流や意見交換などができる講座などを実施することにより、男性の介護への参画を促進します。	福祉企画課

《指標》 (女性活躍推進法関連施策)

番号	内容	参考値 (H26)	現状値 (R1)	目標値 (R7)
1	教育・保育の認可施設における利用定員	3,866人	4,747人	4,730人
2	積極的に育児をしている父親の割合	—	67.8%	69.0%

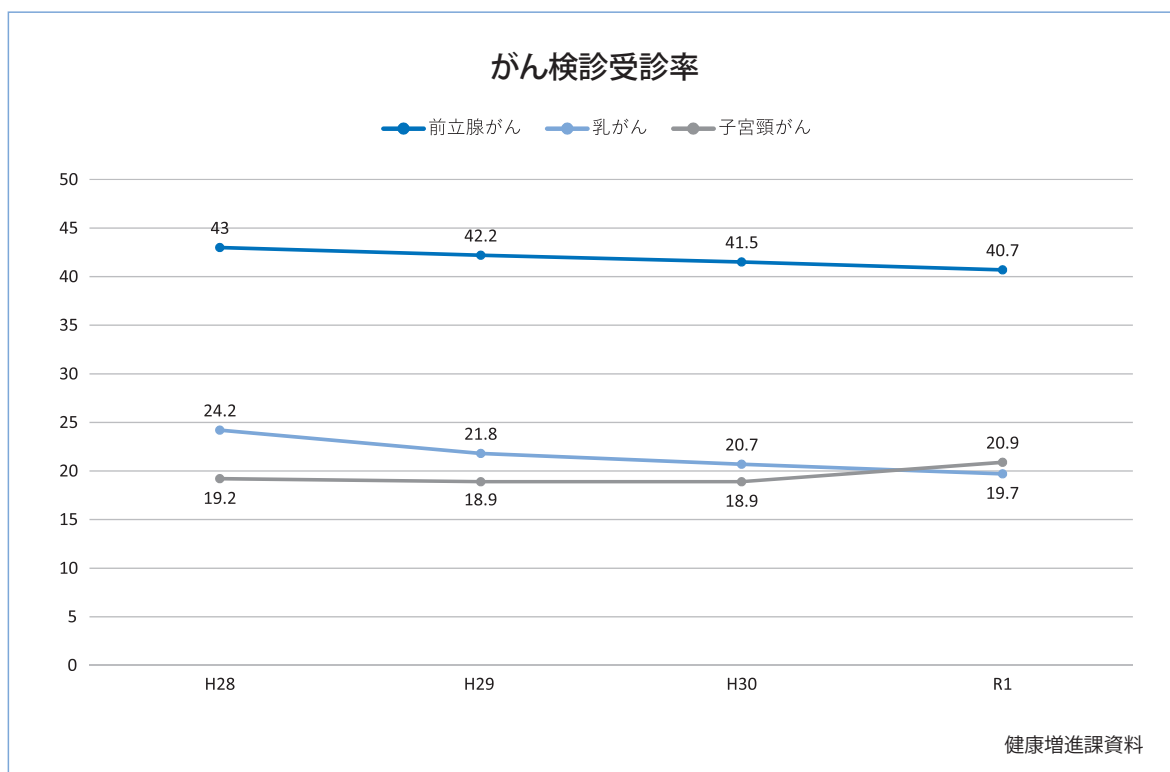
基本的施策6 性に関する理解促進と男女の健康支援

《現状と課題》

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、思いやりを持って健康で生き生きと暮らすことは、男女共同参画の実現に向けての前提といえます。そのためには、心身ともに健康であるための正しい知識や情報を得て、健康を保持増進できるようにしていく必要があります。特に、女性は、妊娠・出産する身体の機能をもつために、男性とは異なる健康上の問題に直面することがあります。また、男女ともに、ストレスなどが要因で心身の不調を抱える人が少なくありません。

男女ともに、心身の健康について関心を持ち、健康状態に応じた適切な自己管理により健康の保持増進ができるよう、男女の身体的特徴の違いについて理解を深め、自他の性を尊重する情報や学習機会を提供していくとともに、心身両面の健康について、性差やライフステージに応じた支援や相談体制の充実を図っていく必要があります。

また、近年LGBTを始めとする性的マイノリティの方に対する認識が高まっておりますが、すべての人が生きやすい社会にするためには、性の多様性を正しく理解し、認め合う社会にしていく必要があります。



《施策の方向》

(1) 性に関する理解の促進

番号	施策	内容	担当課
1	女性の健康についての理解の促進	子供を産む性としての女性の身体の特徴を踏まえ、男女ともに女性の心身の健康について理解し合えるよう啓発を図ります。	市民交流課 健康増進課
2	性を理解する学習の充実	発達段階に応じ、身体の性、こころの性など様々な性についての理解を深め、自身及び他の人の性を尊重する意識の醸成を図る学習を行います。	学校教育課
3	【新設】性的マイノリティの方への支援	性の多様性を正しく理解するための啓発、各種様式等の男女欄表記の見直し、当事者に対する配慮や相談等の支援を行います。	市民交流課

(2) 性差やライフステージに応じた健康支援

番号	施策	内容	担当課
1	性差に応じた健康講座等の実施	男女がともに身体的特性について正しい情報を入手し理解し合い、生涯を通じて健康を享受できるよう、性差に応じた健康講座等を実施します。	健康増進課
2	不妊・不育症への支援	不妊及び不育症の治療を受ける夫婦の経済的負担の軽減を図るため、不妊及び不育症の治療費の一部を助成します。	健康増進課
3	妊産婦に対する健康支援	健康診査や訪問指導などにより、妊産婦の健康について、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行います。	健康増進課
4	女性及び男性特有の疾患に対応した検診の実施	女性特有及び男性特有の疾患の早期発見・早期治療の促進を図るため、がん検診や節目検診を実施します。	健康増進課
5	こころの健康への支援	性差やライフステージに応じたこころの健康について理解を深め、こころの健康を守るとともに必要な支援につなげるため、講座の実施や情報の発信を行います。	健康増進課
6	相談窓口の周知と充実	こころや身体の健康や悩みについて相談できる窓口の情報を広く周知し、誰もが相談しやすい体制の充実に努めます。	健康増進課 福祉総合相談課 市民交流課

《指標》

番号	内容	参考値 (H26)	現状値 (R1)	目標値 (R7)
1	子宮頸がん検診受診率	22.9%	20.9%	22.0%
	乳がん検診受診率	23.6%	19.7%	22.0%
	【新設】男性の肺がん検診受診率	—	40.1%	40%台維持

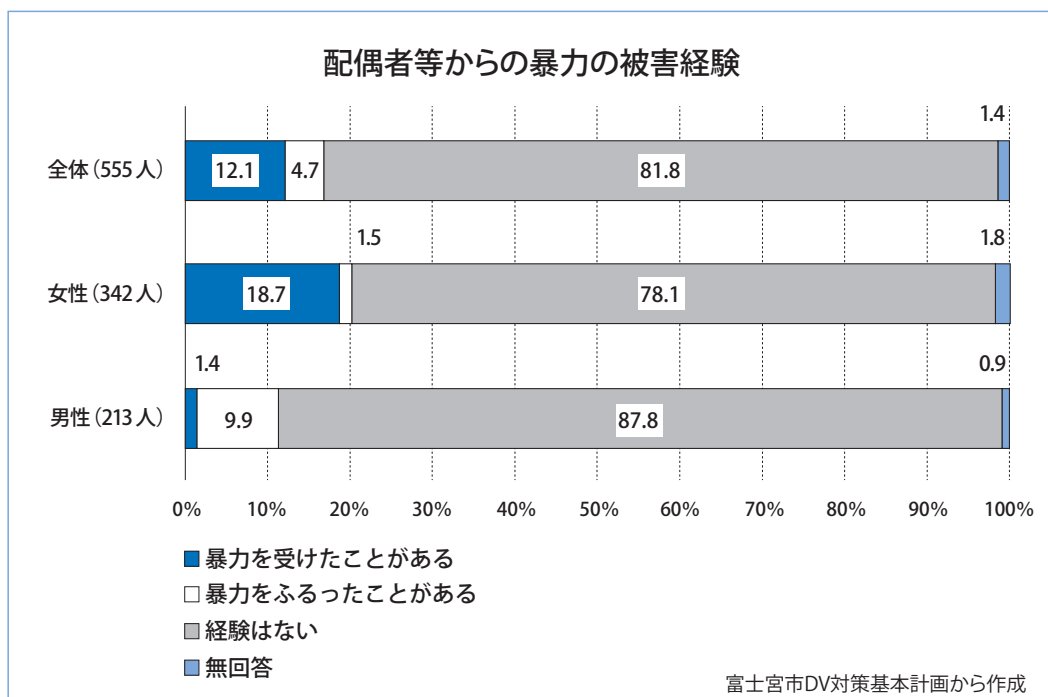
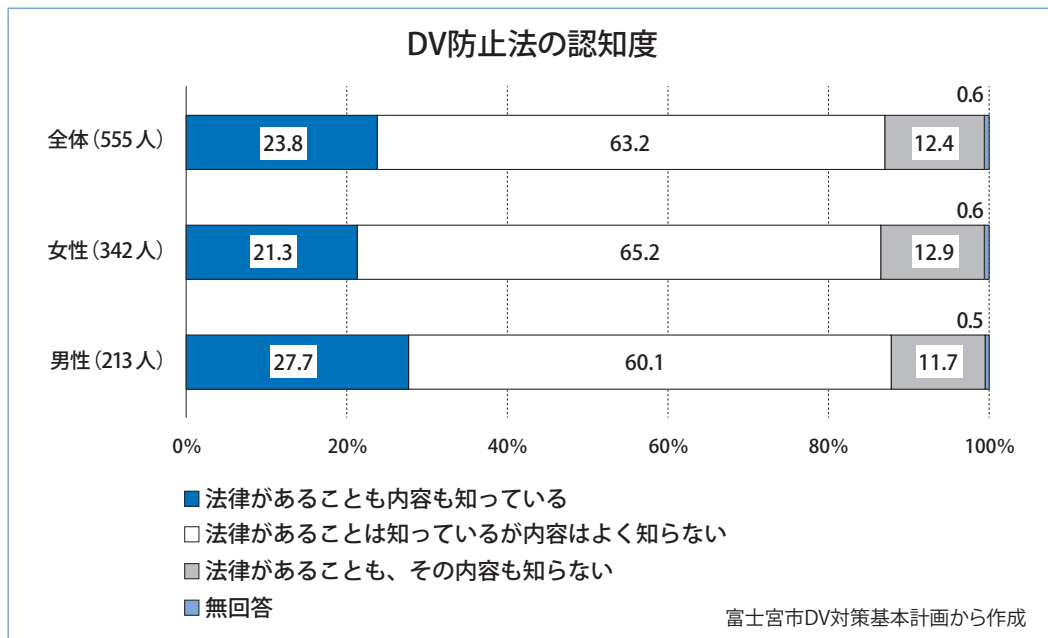
基本的施策7 女性に対する暴力の根絶

《現状と課題》

DV（配偶者等からの暴力）やセクシュアル・ハラスメントなどは、人権侵害であり、男女共同参画の推進を阻害する重大な問題にもかかわらず、個人的、家庭内、職場内の問題としてとらえられてきたことにより、相当数の潜在的な被害者がいることが考えられます。そして、これらの問題は、男女の固定的な性別役割分担意識、経済力や上下関係など、男女が置かれている社会状況や女性への差別意識を背景に、女性が被害を受けやすい社会の構造的問題であるとも考えられています。

DV（配偶者等からの暴力）に対する社会的認識を強め、被害者にとって安全・安心な相談体制づくりから被害者の自立支援に至るまで、富士宮市DV対策基本計画に基づき、総合的なDV（配偶者等からの暴力）対策を推進していきます。

また、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントなどの各種ハラスメントについても、人権侵害であるという認識を広め、その防止に向けて取り組むよう、事業所などに対して啓発を図っていく必要があります。



《施策の方向》

(1) DV（配偶者等からの暴力）のない地域づくりの推進

番号	施策	内容	担当課
1	DV防止の広報・啓発	DV防止に関する情報発信や講座の実施などにより、DVの防止と早期通報を呼びかけるとともに、相談窓口について広く周知し、「DVを許さない見逃さない地域づくり」に取り組みます。	関係各課
2	DV被害者の支援体制の充実	専任の相談員（女性）を中心に、DV被害者の立場と意思を尊重した相談支援を実施するとともに、DV被害者の保護及び生活再建に向けて関係機関と連携した切れ目のない支援を行います。	関係各課

(2) ハラスメント防止対策の推進（女性活躍推進法関連施策）

番号	施策	内容	担当課
1	ハラスメント防止の啓発	事業所及び学校に向けて、セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメントなど各種ハラスメント防止について注意喚起を促す情報提供や啓発を行います。	商工振興課 学校教育課
2	市役所におけるハラスメント防止体制の整備	市職員に対し、セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメントなど各種ハラスメントの防止に関する研修を実施するとともに、相談体制を整備します。	人事課

《指標》

番号	内容	参考値 (H26)	現状値 (R1)	目標値 (R7)
1	デートDV講座を実施する学校数	—	5校	年4校



女性に対する暴力根絶の
ためのシンボルマーク

第4章 フランの推進

1 市民、地域、団体や事業者との協力・連携

プランの推進にあたっては、市民、地域、団体や事業者との協力・連携が不可欠です。市民、地域、団体や事業者との協力・連携により、プランの推進に取り組みます。

2 男女共同参画センターの充実

男女共同参画社会の実現に向け、市民、団体等が主体的に活動を展開する場として、プラン推進の拠点として、また、女性に対し支援となる相談事業を担う場として、富士宮市男女共同参画センターの充実に取り組みます。

3 フランを推進する体制の整備

- (1) 男女共同参画推進会議
庁内関係課等で構成する富士宮市男女共同参画推進会議において、プランの推進及びその他男女共同参画に関する施策の推進について検討します。
- (2) 男女共同参画審議会
富士宮市男女共同参画審議会において、市長の諮問に対し答申を行うほか、男女共同参画の推進に関する必要な事項について調査審議します。
- (3) 国・県等関係機関との連携
男女共同参画社会の実現に向けて、国・県等関係機関との連携に努めます。

4 フランの進捗状況の点検・評価及び公表

プランの進捗状況について、毎年、富士宮市男女共同参画推進会議及び富士宮市男女共同参画審議会において点検・評価し、公表します。

5 市民意識の反映

社会情勢の変化による新たな課題や市民意識の変化などに対応するため、市民意見の聴取に努め、施策への反映を図ります。

参考資料

富士宮市男女共同参画審議会諮問書

富市交第216号
令和2年3月16日

富士宮市男女共同参画審議会
会長 犬塚 協太 様

富士宮市長 須藤 秀忠
(市民部・市民交流課)

第3次富士宮市男女共同参画プラン後期実施計画(案)について(諮問)

富士宮市男女共同参画推進条例第11条第1項の規定に基づき、平成28年3月に策定した第3次富士宮市男女共同参画プランの計画期間が令和2年度で半期を迎えることから、令和3年度から令和7年度までの男女共同参画推進のための行動計画として、別紙のとおり第3次富士宮市男女共同参画プラン後期実施計画(案)を立案したので、富士宮市男女共同参画推進条例第11条の2項の規定に基づき、これを諮問します。

富士宮市男女共同参画審議会答申書

令和3年1月29日

富士宮市長 須藤 秀忠 様

富士宮市男女共同参画審議会
会長 犬塚 協太

第3次富士宮市男女共同参画プラン後期実施計画（案）について（答申）

令和2年3月16日付け富市交第216号により諮問があった第3次富士宮市男女共同参画プラン後期実施計画（案）については、当審議会において慎重に審議した結果、その内容は概ね適当であると判断し、下記の意見を付して答申します。

なお、社会の大きな変化として、特に企業活動における女性活躍推進法関連施策の推進や、性的マイノリティの人々の人権尊重など性の多様性を認める社会づくりが求められております。

特に昨今の新型コロナウイルスがもたらした影響は、女性の非正規職員の解雇や、学校の一斉休校における休暇の取得による家事・育児負担の増大等、女性に直接的に影響がある問題が浮きぼりになったことから、男女共同参画社会の実現がこれまで以上に重要であることを認識し、本計画の推進に鋭意努力いただくよう併せて付言します。

記

1 総括的事項

プランの推進にあたっては、女性活躍関連や、就労の場における男女平等とワークライフバランスの実現推進に関する施策として、企業の登録制度など企業を巻き込んだ取り組みが見られるようになったが、これからは、コロナ禍において、共働き世帯や、夫婦共に在宅ワークなどにより家事労働の分担が一層重要となることから、男性の家事や子育てへの参画機会を進めるための啓発を行うことや、企業においても多様な働き方に対する理解が得られるように働きかけをしていくこと。

2 基本的施策に関する事項

(1) 基本的施策1 男女共同参画についての理解の促進

ア 日本のGGI（ジェンダーギャップ指数）が先進国最低レベル（121位）ということが周知されていない状況であるため、講演会を行う際にはある国の男女共同参画事情や、日本の男女共同参画意識が低いことを視点においた企画をすること。

(2) 基本的施策2 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

ア 審議会に女性の参画を増やすため、男女共同参画などの政策を学ぶこと以外に、地域の女性が公的な場面で発言することに慣れるように、人前で自分の意見を発言するコミュニケーションスキルの開発に取り組むこと。

イ 地方の中小企業の人手不足が問題になっていることに対する危機意識を喚起しつつ、性的マイノリティの方などへも配慮したダイバーシティ（多様）な経営の方向性を取るメリットの大きさについて実証的なデータや事例を積極的に伝えていくこと。

(3) 基本的施策3 地域における男女共同参画の促進

ア 現実に災害が起きて緊急的に対応する場合や、長期にわたって避難所生活をするにあたって男女共同参画の視点を阻害しているのが、性別分業的な発想であることから、保健衛生や食事を作ることに男性が入ったり、意思決定など様々な業務に女性が入るなど、女性の意見を取り入れた訓練方法を検討すること。

(4) 基本的施策4 就労の場における男女平等とワークライフバランスの推進

ア 顕彰制度によりワークライフバランスの実現に積極的に取り組んだ事業所をワークライフバランス実現の先進事業所として認定するような制度を作ること。

(5) 基本的施策5 男女がともに担う子育てと介護への支援

ア コロナウイルスにより経済に大きなダメージが出ているが、今後更に深刻になると想定される。

これは、女性の就業の継続や仕事と家庭の両立により大きなダメージがあり、女性の中でもさらに弱い立場のひとり親家庭、とりわけ母子家庭の母親にとっては、現実に学校が休校になった関係で、両親のいる共働き家庭より困難を抱えている実情がある。

このことが長期化すればするほど後期計画に大きくマイナスの影響が出てくるのでコロナウイルスの推移如何では、その時点での状況にあった視点を取り入れて事業を実施していくこと。

イ コロナウイルスの経済的な影響が長引けば長引くほど特に母子家庭を取り巻く環境が深刻となり、ひとり親世帯の支援が重要になってくるが、支援の際には、家庭生活や子育てに関し従来の価値観で相手を傷つけることが無いように配慮すること。

また、これは性的マイノリティの方への対応なども同様に配慮すること。

(6) 基本的施策6 性に関する理解促進と男女の健康支援

ア 性別の分け方が様々であるということへの配慮はもちろん、それぞれの性別の在り方とともに、当事者の考え方を尊重する事が必要となり、性的同意の重要性についても同様である事を意識し事業を実施すること。

イ 性的マイノリティ研修を実施する場合は、組織内の人が入れ替わるので継続して行うこと。

若い世代でも正確な理解を得られていない方が多くみられ、特に40代50代の理解が乏しいことが多い現状を十分意識し研修を行うこと。

また、職員に限らず教員にも研修の機会が得られるようにすること。

(7) 基本的施策7 女性に対する暴力の根絶

ア 関係部署や機関などとの連携を強化し、DV 被害者への総合的支援体制の充実に取り組むこと。

イ 若年層に対するデートDV 防止の啓発に積極的に取り組み、男女ともにDV の被害者にも、加害者にもならないための予防を強化すること。

第3次男女共同参画プラン 後期実施計画 策定概要・スケジュール

時期	実施内容	備考
H31 4月	平成30年度実施状況報告 各課提出	実施状況報告書、女性構成比率報告書作成、審議会開催準備
H31 4月	市民意識調査実施委託契約の締結	
R1 6月12日	第1回 男女共同参画推進会議 開催(受託者会議支援含む)	前年度実施状況報告討議、後期プラン策定(市民意識調査)の説明
R1 7月5日	第1回男女共同参画審議会 開催(受託者会議支援含む)	前年度実施状況報告、後期プラン策定(市民意識調査)の説明
R1 7月中旬	調査票の作成・発送(委託業務)	
R1 7月下旬	礼状兼督促状の発送(委託業務)	
R1 8月上旬	調査票 提出期限(委託業務)	
R1 9月上旬	調査票の集計提示(委託業務)	
R1 10月末	調査結果報告書の納入(委託業務)	
R1 10月末	アドバイザーへアンケート結果の考察を依頼	
R1 12月19日	第2回 男女共同参画推進会議 開催	アンケート結果報告、後期プラン見直し依頼、女性比率中間報告依頼
R1 12月26日	第2回 男女共同参画審議会 開催(受託者会議支援含む)	アンケート結果報告、後期プラン見直し報告
R2 1月	プラン・女性構成比率の中間報告を関係課へ依頼	
R2 1月～2月	後期プラン(素案)見直し作業、推進事業担当課へヒアリング	担当課へヒアリング、プランおよび実施計画の素案
R2 2月	後期プラン(素案)まとめ	
R2 3月	第3回 男女共同参画推進会議 開催(書面開催)	プランおよび実施計画の素案検討、まとめ
R2 3月16日	第3回 男女共同参画審議会 開催	市長諮問、プランおよび実施計画の素案の検討、女性比率中間報告
R2 4月	令和元年度実施状況報告 各課提出	実施状況報告書、女性構成比率報告書作成、審議会開催準備
R2 5月	審議会委員 公募、推薦依頼	
R2 6月	第1回 男女共同参画推進会議 開催(書面開催)	前年度実施状況報告討議、後期プラン(案)策定
R2 7月30日	第1回 男女共同参画審議会 開催	委嘱状交付、前年度実施状況報告審議、後期プラン(案)報告、検討
R2 8月	審議会委員の決定・選任	
R2 10月	パブリックコメント 実施	10月1日(木)から11月2日(月)まで
R2 11月19日	第2回 男女共同参画推進会議 開催	パブコメ結果報告・検討 後期プラン(案)最終確認
R2 11月20日	第2回 男女共同参画審議会 開催	委嘱状交付、パブコメ結果報告・検討 後期プラン(案)最終確認
R3 1月	後期プラン答申	
R3 1月	後期プランの印刷製本委託契約締結	印刷業者決定 レイアウト打ち合わせ、計画書発注
R3 2月	後期プラン市長報告	
R3 2月	女性委員比率向上の要請文を全部署へ発送	
R3 2月	後期プランの印刷	
R3 3月25日	第3回男女共同参画推進会議	プラン推進に関する講話
R3 3月25日	第3回男女共同参画審議会	プラン推進に関する講話
R3 3月	広報ふじのみや特集記事依頼	
R3 3月	後期プラン納品	
R3 3月	後期プランの配布(全部課長)郵送(県庁、県内全市町)	

市民意識調査詳細

業務名	平成31年度男女共同参画計画策定に関する調査業務
調査対象	一般市民(20歳以上無作為抽出) 市内事業所(無作為抽出) 中学生(市内全中学2年生)
標本数(想定)	3,300件(一般市民1300 郵送(50%回収)、市内事業所200 郵送(30%回収)、中学生1800 施設配布(100%回収))
調査項目	一般市民:調査票8項程度 市内事業所:調査票8項程度 中学生:調査票8項程度
調査重点項目	就労場における男女平等とワークライフバランスの推進
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
	性的マイノリティ
調査期間	一般・市内事業所 R1.7.24からR1.8.9まで 中学校は夏休みまでに配布・回収を行う
調査方法	郵送(中学校は個別に配布する)
集計・分析	調査結果を表・グラフにまとめ分析を行い、報告書を作成する
報告書仕様	A4版報告書 印刷物及びWord・Excel データ納入/数値集計データExcel納入
報告書納入日	R1/11/30

富士宮市男女共同参画審議会委員

(任期：平成30年8月1日から令和4年7月31日まで)

区分		氏名	推薦団体	備考
第1号	学識経験者	犬塚 協太		会長
		加茂 聡子		副会長
第2号	関係団体が推薦する者	坪井 ゆかり	富士宮市校長会	令和2年7月31日まで
		青木 佳代		令和2年8月1日から
		中野 孝子	富士宮市区長会	
		深澤 秀文	富士宮市PTA連絡協議会	令和2年6月30日まで
		河原崎 直哉		令和2年7月1日から
		戸上 千鶴子	ふじのみや女性の会	
		渡邊 京子	富士宮市介護保険事業者連絡協議会	
		紺屋嶋 将弘	富士宮商工会議所	令和2年7月31日まで
		稲垣 英俊		令和2年8月1日から
第3号	市民	桑原 稔		令和2年7月31日まで
		上杉 治永		令和2年8月1日から
		高部 昌子		

第3次富士宮市男女共同参画プラン策定アドバイザー

犬塚 協太	静岡県立大学国際関係学部 教授
-------	-----------------

富士宮市男女共同参画推進会議委員

(令和2年4月1日現在)

役 職	職 名	氏 名
委員長	市民部長	宇佐美 巧
副委員長	市民交流課長	伊藤 俊幸
委 員	人事課長	赤池 新吾
	企画戦略課長	杉浦 真
	情報発信課長	赤池 智美
	市民生活課長	角田 好和
	商工振興課長	赤池 厚司
	福祉企画課長	稲垣 康次
	福祉総合相談課長	沼倉 直也
	子ども未来課長	佐々木 明美
	健康増進課長	飯島 卓
	学校教育課長	水村 裕子
	社会教育課長	佐野 芳樹
	危機管理局長	和田 圭司

富士宮市男女共同参画推進条例

平成16年 3月23日富士宮市条例第12号

改正 平成19年12月 5日条例第31号
平成22年 3月 5日条例第 5号
平成27年 2月23日条例第 8号
平成28年 2月22日条例第 9号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第10条）

第2章 男女共同参画の推進に関する基本施策（第11条—第14条）

第3章 男女共同参画審議会（第15条—第22条）

第4章 雑則（第23条）

附則

日本国憲法には、個人の尊重と法の下での平等がうたわれており、国をはじめ、各自治体においても男女平等を目指した様々な取組が、国際社会における取組と連動して進められてきた。

富士宮市においては、市民の活動拠点として、富士宮市女性センターを開設するとともに、富士宮市男女共同参画プランを策定するなど、男女が平等な立場で、生き生きと生活できる社会を目指して努力してきた。

しかしながら、現実には、性別による固定的な役割分担意識や、それを反映した社会における制度や慣行が、時代とともに変化してきているが依然として残っており、不平等感を抱いている市民は少なくないことから、真の男女平等を達成するには、より一層の取組を進めていく必要がある。

それには、男女の違いを画一的に否定することなく、互いに個人として尊重し合い、社会の対等な構成員としてあらゆる分野における活動に参画できる男女共同参画社会を実現することが重要と考える。

私たちは、豊かで充実した人生を送ることができるよう、安らぎと活力に満ちた富士宮市を目指し、男女共同参画社会の実現に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進について、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の基本施策を定め、これを総合的かつ計画的に推進することにより、男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、等しく政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、その当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方を不快にさせ、若しくはその者の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与えることをいう。
- (4) 市民 市内に居住し、通学し、通勤し、又は市内で活動する者をいう。
- (5) 事業者 個人又は法人にかかわらず、市内において事業を行うすべての者をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる基本理念にのっとり推進されなければならない。

- (1) 男女が共に、人としての尊厳が重んぜられること、性別による差別的取扱いを受けないこと、個人として能力を発揮する機会が確保されること、人権侵害である身体的、精神的、性的暴力等あらゆる暴力が根絶されること、その他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担意識を反映した社会における制度又は慣行を見直し、男女が社会における活動において自由な選択ができること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市又は事業者における政策又は方針の立案及び決定に共に参画する機会が確保されること。
- (4) 男女が、家庭はすべての分野にかかわる重要かつ基本的な場であるとの認識に立ち、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について、家族の一員としての責任を持ち、その役割を円滑に果たすとともに、職業生活その他の社会における活動とが両立できるようにすること。
- (5) 男女が、互いの性について理解を深め、尊重し合うとともに生涯にわたる心身の健康に配慮されること。
- (6) 男女共同参画の推進が、国際的視野で取り組むべき課題でもあることを認識し、国際社会の動向を踏まえて行われること。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画推進施策」という。）を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、男女共同参画推進施策の策定及び実施に当たっては、財政上の措置、体制の整備及び情報の提供に努めるものとする。
- 3 市は、市民及び事業者と連携し、及び協力するとともに、市民及び事業者が男女共同参画の推進のために行う活動の支援に努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画を推進するよう自ら努めるものとする。

- 2 市民は、市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において男女共同参画の推進体制を整備し、就労者の職業生活及び家庭生活における活動の両立を支援するため、就労環境を整備するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、就労者に対し、就労に関する男女共同参画の推進に役立つ情報を提供するよう努めるものとする。
- 3 事業者は、市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めるものとする。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、あらゆる場において、性別による差別的取扱いをしてはならない。

- 2 何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。
- 3 何人も、夫婦をはじめとするすべての男女間において、身体的、精神的、性的暴力等あらゆる暴力行為を行ってはならない。

(地域における男女共同参画の実現)

第8条 何人も、地域における団体の活動において、男女共同参画の実現を図るよう努めるものとする。

(教育の場における男女共同参画の推進)

第9条 何人も、家庭教育、学校教育、職場教育、社会教育その他の教育の場において、男女共同参画を推進するよう努めるものとする。

(情報の表示に関する配慮)

第10条 何人も、情報を公衆に表示するときは、男女共同参画の推進に配慮した表現を用いるよう努めるものとする。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本施策

(行動計画の策定及び進ちよく状況の公表)

第11条 市長は、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画の推進のための行動計画（以下「行動計画」という。）を策定し、速やかにこれを公表するものとする。

- 2 市長は、行動計画の策定に当たっては、あらかじめ市民及び事業者の意見を聴くとともに、第15条の富士宮市男女共同参画審議会へ諮問するものとする。
- 3 市長は、各年度における行動計画の進ちよく状況を公表するものとする。
- 4 第1項及び第2項の規定は、行動計画の変更について準用する。

(調査研究)

第12条 市長は、男女共同参画推進施策を策定し、かつ、実施するため、必要な調査及び研究を行うものとする。

(事業者の協力)

第13条 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対し、男女共同参画に関する事項について、資料の提出その他の協力を求めることができる。

(苦情及び相談への対応)

第14条 市長は、市民又は事業者からの男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる市の施策に関する苦情及び性別による差別的取扱い等に関する相談に対し、関係機関と連携を図り、適切に対応するよう努めるものとする。

第3章 男女共同参画審議会

(設置)

第15条 男女共同参画を円滑に推進するため、富士宮市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第16条 審議会は、第11条第2項の規定による諮問に対し答申を行うほか、男女共同参画の推進に関する必要な事項について調査審議する。

(組織)

第17条 審議会は、委員10人以内で組織し、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

(委員)

第18条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 関係団体が推薦する者
 - (3) 市民
- 2 市長は、前項第3号に掲げる委員の選任に当たっては、公募の方法によるよう努めるものとする。
 - 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第19条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第20条 審議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第21条 審議会の庶務は、市民部市民交流課において処理する。

一部改正〔平成19年条例31号・22年5号・27年8号・28年9号〕

(委任)

第22条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第4章 雑則

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年12月5日条例第31号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月5日条例第5号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年2月23日条例第8号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年2月22日条例第9号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

静岡県男女共同参画推進条例

平成13年7月24日条例第46号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 男女共同参画の推進に関する総合的対策（第6条—第13条）

第3章 静岡県男女共同参画会議（第14条—第16条）

附則

男女の人権が性別にかかわらず尊重され、かつ、少子高齢化の進行、情報化や国際化の進展など社会経済情勢の変化に対応できる真に豊かで活力ある社会に向けて、男女共同参画社会の実現は、21世紀の最重要課題であるとともに、私たちすべての願いである。

静岡県では、県民の協力を得て男女共同参画の推進に関する様々な施策を実施してきたが、職場、学校、地域、家庭など社会のあらゆる分野において、根強く残る性別による固定的な役割分担意識とそれに基づく社会慣行の是正や政策及び方針の決定過程への女性の参画促進などの取組をより一層進めていく必要がある。

このため、私たちは、互いにその個人としての尊厳を重んじ、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思により社会のあらゆる分野における活動に参画し、共に責任を分かち合う男女共同参画社会の実現に向けて、県、市町及び県民の連携、協働の下に、その取組を力強く推進することを決意して、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）に規定する基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関し、県及び県民の責務を明らかにするとともに、県の基本的施策を定め、これを総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「男女共同参画」とは、男女が、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮する機会が確保されることにより、社会の対等な構成員として自らの意思により職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野における活動に参画し、共に責任を担うことをいう。

2 この条例において「積極的格差改善措置」とは、前項に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（県の責務）

第3条 県は、男女共同参画の推進に関する施策（積極的格差改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、市町が実施する男女共同参画の推進に関する施策及び県民が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 県は、第1項に規定する施策を総合的に策定し、及び実施するために必要な体制を整備するとともに、財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（一部改正〔平成19年条例42号〕）

（県民の責務）

第4条 県民は、性別による差別的取扱いをしないこと、男女の固定的な役割分担意識に基づく制度及び慣行を見直すことその他の取組により男女共同参画を推進するとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 県民は、男女間の暴力及びセクシュアル・ハラスメント（性的な言動により相手方を不快にさせそ

の者の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与えることをいう。以下同じ。)を根絶するよう努めなければならない。

- 3 県民は、情報を公表するに当たっては、性別による差別、男女間の暴力及びセクシュアル・ハラスメントを助長する表現を用いないことを旨としなければならない。

(民間の団体の責務)

第5条 民間の団体(事業者を含む。以下同じ。)は、前条に規定するもののほか、次に掲げる事項を行うよう努めなければならない。

- (1) 当該団体における方針の決定過程に男女が共同して参画する機会を確保すること(積極的格差改善措置を含む。)
- (2) 当該団体を構成する男女が、当該団体における活動と家庭生活その他の分野における活動とを両立して行うことができるよう配慮すること。

第2章 男女共同参画の推進に関する総合的対策

(基本的施策)

第6条 県は、男女共同参画を推進するため、次に掲げる基本的施策を実施するものとする。

- (1) 男女の固定的な役割分担意識に基づく制度及び慣行の見直し並びに男女が共に社会に参画するための意識の改革を進めること。
- (2) 男女の人権の尊重及び男女平等の推進に関する学校教育その他の教育を充実すること。
- (3) 県及び市町における政策の決定過程並びに民間の団体における方針の決定過程への女性の参画の拡大を促進すること。
- (4) 家族を構成する男女が、互いに協力し、子の養育、家族の介護等について家族の一員としての役割を円滑に果たすことができるよう、社会環境の整備を進めること。
- (5) 職場における男女の均等な機会及び待遇の確保、男女の職業生活と家庭生活その他の生活との両立の支援並びに多様な働き方が可能となる就業環境の整備を進めること。
- (6) 男女が、共に国際社会及び地域社会の一員として、様々な活動に参画することができるよう支援すること。
- (7) 男女間の暴力及びセクシュアル・ハラスメントを根絶するよう積極的な対応を図ること。
- (8) 産む性としての女性が、自ら健康の保持及び増進を図ることができるよう支援すること。
- (9) その他男女共同参画を推進するために必要な施策
(一部改正 [平成19年条例42号])

(基本計画の策定)

第7条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画基本計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
- (2) 男女共同参画の推進に関する施策を計画的に実施するために必要な目標数値
- (3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ広く県民の意見を聴くとともに、静岡県男女共同参画会議に意見を求めるものとする。

4 知事は、基本計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(年次報告)

第8条 知事は、毎年、男女共同参画の状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について報告書を作成し、これを公表するものとする。

(広報活動)

第9条 知事は、男女共同参画に関する県民の理解を深めるために必要な広報活動を行うものとする。

(男女共同参画の日)

第10条 県は、県民の間に広く男女共同参画についての関心と理解を深めるとともに、積極的に男女共同参画の推進に関する活動を行う意欲を高めるため、男女共同参画の日を設ける。

2 男女共同参画の日は、7月30日とする。

3 知事は、男女共同参画の推進に関する取組を積極的に行っているものの顕彰その他の男女共同参画の日の趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

(苦情又は相談の申出の処理)

第11条 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策又は性別による差別的取扱いその他男女共同参画の推進を阻害する要因による人権の侵害に関する県民からの苦情又は相談の申出に対して、関係機関と協力して適切な処理を行うものとする。

2 知事は、前項の申出を処理する職員を置くものとする。

(民間の団体の協力)

第12条 知事は、男女共同参画の推進に関し必要があると認めるときは、民間の団体に対し、男女共同参画に関する取組状況について資料の提出その他の協力を求めることができる。

(調査研究)

第13条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するため、必要な調査研究を行うものとする。

第3章 静岡県男女共同参画会議

(設置及び所掌事務)

第14条 県に、静岡県男女共同参画会議（以下「参画会議」という。）を置く。

2 参画会議は、次に掲げる事務を行う。

(1) 基本計画に関し、第7条第3項に規定する意見を述べること。

(2) 知事の諮問に応じ、基本的かつ総合的な男女共同参画の推進に関する施策及び重要事項を調査審議すること。

(3) 県の男女共同参画の推進に関する施策の実施状況及び第11条第1項に規定する県民からの苦情又は相談の申出に対する処理について、知事に意見を述べること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、男女共同参画に関する重要事項について、知事に意見を述べること。

(組織及び委員)

第15条 参画会議は、知事が任命する委員20人以内で組織する。

2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないものとする。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委任)

第16条 この章に定めるもののほか、参画会議に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月20日条例第42号抄）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

改正 平成十一年 七月 十六日法律第 百二号
平成十一年十二月二十二日法律第百六十号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 （平成十一年六月二十三日法律第七十八号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（男女共同参画審議会設置法の廃止）

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

附 則 （平成十一年七月十六日法律第百二号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定
公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成十一年十二月二十二日法律第百六十号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

採 択 1979年12月18日(国連第34回総会)

発 効 1981年 9月 3日

日本国 1985年 6月25日批准

1985年 7月25日効力発生

この条約の締約国は、
国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国(社会体制及び経済体制のいかんを問わない。)の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なことを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

第1部

第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第4条

1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。

2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第2部

第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第3部

第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）、特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第11条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
 - (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
 - (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
 - (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利
 - (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利

- (e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利
 - (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利
- 2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。
- (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
 - (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
 - (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
 - (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。
- 3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第12条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分娩及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第13条

- 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- (a) 家族給付についての権利
 - (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
 - (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第14条

- 1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。
- (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
 - (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
 - (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
 - (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
 - (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
 - (f) あらゆる地域活動に参加する権利
 - (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
 - (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第4部

第15条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第16条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適切な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
 - (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
 - (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
 - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
 - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第5部

第17条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後には23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。
- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席し、かつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。

- 5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第18条

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
 - (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内
 - (b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会 が要請するとき。
- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第19条

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

第20条

- 1 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第21条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第22条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第6部

第23条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第24条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第25条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第26条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第27条

- 1 この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

第28条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第29条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。
- 3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第30条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

男女共同参画に関する年表

年	国連の動き	日本の動き
1975 (昭和50年)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 国際婦人年世界会議(第1回世界女性会議)(メキシコシティ)「世界行動計画」採択 ◆ 1976年から1985年を「国連婦人の十年」と決定 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 婦人問題企画推進本部設置 ◆ 婦人問題企画推進会議設置
1976 (昭和51年)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「国連婦人の十年」始まる 	
1977 (昭和52年)		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 国内行動計画策定 ◆ 国立婦人会館開館
1979 (昭和54年)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択 	
1980 (昭和55年)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「国連婦人の十年」中間年世界会議(第2回世界女性会議)(コペンハーゲン)「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「女子差別撤廃条約」署名
1981 (昭和56年)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「女子差別撤廃条約」発効 	
1983 (昭和58年)		
1985 (昭和60年)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議(第3回世界女性会議)(ナイロビ)「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「女子差別撤廃条約」批准
1986 (昭和61年)		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 男女雇用機会均等法施行
1987 (昭和62年)		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 西暦2000年に向けての新国内行動計画策定
1990 (平成2年)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択 	
1991 (平成3年)		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 西暦2000年に向けての新国内行動計画第1次改定
1992 (平成4年)		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 育児休業法施行
1993 (平成5年)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 世界人権会議(ウイーン)「ウイーン宣言及び行動計画」採択 ◆ 国連第48回総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ パートタイム労働法施行
1994 (平成6年)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 国際人口開発会議(カイロ)「カイロ行動計画」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 男女共同参画室設置 ◆ 男女共同参画審議会設置(政令) ◆ 男女共同参画推進本部設置
1995 (平成7年)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 第4回世界女性会議(北京)「北京宣言」及び「行動綱領」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 育児・介護休業法施行(介護休業の法制化)
1996 (平成8年)		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 男女共同参画2000年プラン策定
1997 (平成9年)		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 男女共同参画審議会設置(法律)
1999 (平成11年)		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 男女雇用機会均等法の一部改正施行(女性に対する差別の禁止、ポジティブ・アクションの奨励、セクシュアル・ハラスメントの防止) ◆ 男女共同参画社会基本法公布・施行
2000 (平成12年)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)「政治宣言」及び「成果文書」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ ストーカー行為等の規制等に関する法律施行 ◆ 男女共同参画基本計画策定

静岡県の動き	富士宮市の動き	年
		1975 (昭和50年)
		1976 (昭和51年)
◆ 労働部労働福祉課に婦人問題担当窓口設置		1977 (昭和52年)
		1979 (昭和54年)
◆ 生活環境部に婦人対策室設置		1980 (昭和55年)
		1981 (昭和56年)
◆ 生活環境部に婦人青少年課設置		1983 (昭和58年)
		1985 (昭和60年)
◆ 婦人のための静岡県計画策定		1986 (昭和61年)
◆ 生活環境部に婦人課設置 ◆ 労働部に就業婦人室設置		1987 (昭和62年)
		1990 (平成2年)
◆ 婦人のための静岡県計画(修正計画)策定		1991 (平成3年)
		1992 (平成4年)
◆ 静岡県女性総合センター「あざれあ」開館	◆ 教育委員会に女性青少年課設置	1993 (平成5年)
◆ 婦人課を女性政策課に、就業婦人室を就業女性室に改称		1994 (平成6年)
		1995 (平成7年)
◆ 男女が共に創るしずおかプラン策定	◆ 女性青少年課を生涯学習課に改組	1996 (平成8年)
◆ 男女が共に創るしずおかプラン推進計画(アクションプログラム)策定	◆ 生涯学習・男女共同参画アンケート実施	1997 (平成9年)
◆ 女性政策課を女性政策室に、就業女性室を就業支援室に改編	◆ 富士宮市男女共同参画プラン策定 ◆ 富士宮市女性センター開館	1999 (平成11年)
◆ 男女が共に創るしずおかプラン第2次アクションプログラム策定 ◆ 女性政策室を男女共同参画室に改称		2000 (平成12年)

年	国連の動き	日本の動き
2001 (平成13年)		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 男女共同参画局(内閣府)設置 ◆ 男女共同参画会議設置 ◆ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律施行
2002 (平成14年)		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 育児・介護休業法の一部改正施行(仕事と家庭の両立支援策の充実)
2003 (平成15年)		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 少子化社会対策基本法施行 ◆ 次世代育成支援対策推進法施行
2004 (昭和16年)		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正施行(「配偶者からの暴力」の定義拡大、保護命令制度の拡充)
2005 (平成17年)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 第49回国連婦人の地位委員会(「北京+10」閣僚級会合)(ニューヨーク) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 育児・介護休業法の一部改正施行(育児・介護休業取得の期間雇用者への拡大、育児休業期間の延長、子の看護休暇の創設) ◆ 男女共同参画基本計画(第2次)策定
2006 (平成18年)		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」決定
2007 (平成19年)		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章及び仕事と生活の調和推進のための行動指針策定 ◆ 男女雇用機会均等法の一部改正施行(性別による差別禁止の範囲拡大)
2008 (平成20年)		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 男女共同参画推進本部「女性の参画加速プログラム」決定 ◆ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正施行(保護命令制度の拡充)
2009 (平成21年)		
2010 (平成22年)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 第54回国連婦人の地位委員会(「北京+15」記念会合)(ニューヨーク) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章及び仕事と生活の調和促進のための行事指針改定 ◆ 育児・介護休業法の一部改正施行(短時間勤務制度の義務化、所定外労働の免除の義務化、子の看護休暇の拡充、公表制度及び過料の創設等) ◆ 第3次男女共同参画基本計画策定
2011 (平成23年)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(略称:UN Women)発足 	
2012 (平成24年)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議採択 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画決定
2013 (平成25年)		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針策定
2014 (平成26年)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議採択 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正施行(適用対象を生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者へ拡大)
2015 (平成27年)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 第59回国連婦人の地位委員会(「北京+20」)(ニューヨーク) ◆ 持続可能な開発のための2030アジェンダ(SDGs)採択 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 女性の職業生活における活躍の推進に関する計画公布 ◆ 第4次男女共同参画基本計画策定
2016 (平成28年)		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 女性の職業生活における活躍の推進に関する計画施行
2017 (平成29年)		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 改正男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法改定
2018 (平成30年)		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律施行
2019 (令和元年)		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 働き方改革関連法一部施行
2020 (令和2年)		

静岡県の動き	富士宮市の動き	年
◆ 静岡県男女共同参画推進条例施行 ◆ 静岡県男女共同参画会議設置		2001 (平成13年)
◆ 配偶者暴力相談支援センター設置	◆ 男女共同参画に関する意識調査実施	2002 (平成14年)
◆ 静岡県男女共同参画基本計画策定 ◆ 静岡県女性総合センターを静岡県男女共同参画センターに改称		2003 (平成15年)
	◆ 富士宮市女性センターを富士宮市男女共同参画センターに改称 ◆ 富士宮市男女共同参画推進条例施行 ◆ 富士宮市男女共同参画審議会設置	2004 (昭和16年)
◆ しずおか次世代育成プラン策定	◆ 第2次富士宮市男女共同参画プラン策定	2005 (平成17年)
		2006 (平成18年)
◆ 静岡県男女共同参画基本計画後期実践プラン策定 ◆ 男女共同参画社会づくり宣言推進事業開始		2007 (平成19年)
	◆ 生涯学習課を教育文化課に改組	2008 (平成20年)
	◆ 男女共同参画に関する意識調査実施	2009 (平成21年)
	◆ 教育文化課を社会教育課に改組	2010 (平成22年)
◆ 第2次静岡県男女共同参画基本計画策定	◆ 第2次富士宮市男女共同参画プラン後期実施計画策定	2011 (平成23年)
◆ ふじのくに男女共同参画防災ネットワーク会議設置		2012 (平成24年)
◆ 第2次静岡県男女共同参画基本計画第2期実践計画策定		2013 (平成25年)
	◆ 富士宮市DV対策基本計画策定 ◆ 男女共同参画に関する意識調査実施	2014 (平成26年)
◆ しずおか女性活躍先進企業サミットの開催		2015 (平成27年)
◆ 静岡県の女性の職業生活における活躍の推進に関する計画の策定	◆ 社会教育課から市民交流課に改組 ◆ 第3次富士宮市男女共同参画プラン策定	2016 (平成28年)
		2017 (平成29年)
		2018 (平成30年)
	◆ 男女共同参画に関する意識調査実施	2019 (令和元年)
◆ 第2次静岡県男女共同参画基本計画第3期実践計画策定		2020 (令和2年)

用語解説

あ行

育児・介護休業法

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の略称。育児及び家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるよう支援することによって、その福祉を増進するとともに、あわせて、国の経済及び社会の発展に資することを目的とし、育児休業及び介護休業に関する制度並びに子の看護休暇及び介護休暇に関する制度を設けるとともに、育児及び家族の介護を行いやすくするため所定労働時間等に関して事業主が講ずべき措置などを規定しています。

NPO

Non-Profit Organization 又は Not-for-Profit Organization の略称。様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。

LGBT

「レズビアン (Lesbian)」「ゲイ (Gay)」「バイセクシュアル (Bisexual)」「トランスジェンダー (Transgender)」の頭文字を組み合わせた言葉。この他にも、恋愛や性的なことに関心を持たない人、自分のこころの性がはっきりわからない人など、さまざまなかたちがあり、LGBTはL、G、B、Tの4つだけでなく、それらを含めたセクシュアル・マイノリティ（性的少数者）全体を指す意味で用いられる。

か行

家族経営協定

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、家族間の十分な話し合いに基づき、経営方針や役割分担、世帯員全員が働きやすい就業環境等について取り決める協定のこと。

家庭教育学級

保護者が、家庭教育（保護者が子どもに対して行う教育）について学ぶことを目的に組織された保護者の学級（グループ）のこと。富士宮市では、公民館、幼稚園、小学校、中学校を拠点に学級（グループ）が組織され、教育委員会の支援を受け、講座等の企画・運営、学級生同士の情報交換や交流をおおして家庭教育に関する学習に取り組んでいます。

キャリア教育

児童生徒一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることをとおしてキャリア発達を促す教育のこと。

キャリア発達：社会の中で自分の役割を果たしながら自分らしい生き方を実現していく過程

固定的性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事、女は家庭」、「男性は主要な業務、女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

さ行

ジェンダー

男性・女性であることに基づき定められた社会的属性や機会のこと。女性と男性、女兒と男児の間における関係性、さらに、女性間、男性間における相互関係を指している。

次世代育成支援対策推進法

急速な少子化の進行に対応して、次代の社会を担う子供の健全な育成を支援することを目的とし、地方公共団体や事業主が、子育て環境の整備や仕事と子育ての両立のための取組等についての行動計画を策定する義務などを規定しています。

小規模保育事業

0～3歳未満児を対象に、少人数で行う保育のこと。

女子差別撤廃条約（女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約）

昭和54年（1979年）に国連総会で我が国を含む130か国の賛成によって採択され、昭和56年（1981年）に発効。我が国は昭和60年（1985年）に批准。女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とし、具体的には、女子に対する差別を定義し、政治的及び公的活動、教育、雇用、保健、家族関係等あらゆる分野での男女の平等を規定しています。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業生活における活躍に関する情報の公表が事業主（国や地方公共団体、民間企業等）に義務化が規定されています。

セクシュアル・ハラスメント

性的な言動により相手方を不快にさせ、若しくはその者の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与えること。

た行

男女共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、等しく政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うこと。

男女雇用機会均等法

雇用分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の略称。法の下での平等を保障する日本国憲法の理念にのっとり雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とし、性別を理由とする差別の禁止、婚姻・妊娠・出産等を理由とした女性に対する不利益な取扱い等の禁止、セクシュアル・ハラスメント対策や母性健康管理措置などを規定しています。

DV

Domestic Violence の略称。配偶者や恋人など、親密な関係にある人からの暴力のこと。暴力には身体的暴力だけでなく、言葉や威嚇などによる精神的暴力、人とのつき合いを制限するなどの社会的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力、性行為の強要などの性的暴力があります。

デートDV

交際相手からの暴力のこと。

な行

認定こども園

保護者の就労の有無にかかわらず、幼児教育・保育を一体的に行うことができ、幼稚園と保育園の両方の良さを併せ持っている施設のこと。

は行

ハラスメント

他者に対する発言・行動等が本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えること。

ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい人（委託委員）を当該援助を行いたい人（受託会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業のこと。

放課後児童クラブ事業

放課後児童健全育成事業のこと。児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。

ポジティブ・アクション

積極的改善措置のこと。男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供すること。

ま行

マタニティ・ハラスメント

働く女性が妊娠・出産に関連し職場において受ける精神的・肉体的嫌がらせのこと。マタハラと略されることもある。男女雇用機会均等法や育児・介護休業法では、妊娠・出産、育児休業等を理由として、解雇、雇い止め、降格等の不利益な取扱いを行うことを禁止しています。

ら行

リプロダクティブヘルス・ライツ

性と生殖に関する健康と権利と訳され、子どもを産む産まない、産むとすればいつ、何人産むかを女性が自己決定する権利を中心課題とし、広く女性の生涯にわたる健康の確立を目指すものであり、平成6年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱されてから、その重要性が国際的に認知されている。

労働力率

15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合
就業者：従業者＋休業者（育児・介護休業期間中の者を含む）

わ行

ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和。働く人が、仕事上の責任を果たすとともに、「仕事」と子育て・介護、家庭、地域、自己啓発等「仕事以外の生活」との調和を図り、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。

あなたにも、こころあたりがありませんか？

「男は仕事、女は家庭」？
でも、私だって
働きたいわ！



「男」だから、こうしなきゃ。
「女」だから、こうしなきゃ。
それって、
なんだか窮屈だなあ・・・
キュウクツ

日常生活の中で「男性・女性としての役割」にしばられていると感じたことはありませんか。性別にとらわれず、それぞれの個性や能力を発揮することができ、その人らしさを尊重していく「男女共同参画社会」であれば、生活がより豊かで充実したものになるはずですよ。

だんじょきょうどうさんかくしゃかい 男女共同参画社会ってなに？

男女共同参画社会とは、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべき社会をいいます。（男女共同参画社会基本法より）

簡単に言うと、
こんな
社会です！

職場で

- ◆男女が性別にとらわれず、生き生きと働いています。
- ◆男も女も育児休業、介護休業などを取得しやすい職場環境がつくられています。

一人ひとりが
自分らしく
生きることが
できる社会

家庭で

- ◆家族全員が協力し合い、明るく豊かな家庭生活を営んでいます。
- ◆男性が積極的に、家事・育児・介護などに参画しています。

地域で

- ◆地域でのさまざまな活動に男女がとも共に関わり豊かな地域づくりに取り組んでいます。
- ◆男女双方の視点・意見を取り入れて活動しています。

男女が互いに対
等なパートナー
として接するこ
とができる社会